



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *13 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政経営改革室)
 - *14 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (")
 - *15 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則 (")
- ### ○ 告示
- *381 職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第443号) の一部改正 (行政経営改革室)
- ### ○ 訓令
- *6 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営改革室)
 - *7 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")
 - *8 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令 (")

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 総務企画室 (第34条-第36条)」を「第2款 地域振興部 (第34条-第36条の5)」に、「第4款 産業振興部 (第44条-第49条)」を「第4款 削除」に、「第

7節 世界遺産センター (第93条-第95条)」を「第7節 第7節の

世界遺産センター (第93条-第95条) に、
2 ふるさと定住センター (第95条の2-第95条の4)」に、

「 (福祉保健部) 「第14節 紀南児童相談所 (第117条-第119条)」を「第

(福祉保健部)
13節の2 子ども・女性・障害者相談センター (第116条の14節 紀南児童相談所 (第117条-第119条)

2-第116条の4) に、「第16節 女性相談所 (第123条・第124条)」を「第16節 削除」に、「第18節 子ども・障害者相談センター (第127条-第129条)」を「第18節 削除」に、「第34節 ふるさと定住センター (第195条-第197条)」を「第34節 削除」に改める。

第5条第1項の表に次のように加える。

国体準備課	総務企画班 競技運営式典班 施設班
-------	-------------------

第6条の表総務部の部総務管理局の款税務課の項中「課税指導班」を「課税指導班 軽油調査班」に改め、同表企画部の部地域振興局の款地域づくり課の項中「振興企画班 土地利用・水資源班 地籍調査班 世界遺産・健康村推進班」を「地域づくり・世界遺産班 土地利用・水資源班 地籍調査班」に改め、同表環境生活部の部環境政策局の款廃棄物対策課の項中「産業廃棄物班」を「産業廃棄物班 土砂埋立対策班」に改め、同表環境管理課の項中「化学物質対策班」を削り、同表県民局の款食品・生活衛生課の項中「生活衛生班 食品情報班 食品衛生班 水道班」を「生活衛生・水道班 食品情報班 食品衛生班」に改め、同表商工観光労働部の部商工労働政策局の款商工振興課の項中「商工支援班 金融班」を「金融班 商工支援班」に改め、同表農林水産部の部農林水産政策局の款農林水産総務課の項中「企画班」を「総務企画班 戦略推進班」に改め、同表県土整備部の部都市住宅局の款都市政策課の項中「調整班 指導審査班」を「公園・調整班 まちづくり推進班」に改め、同表住宅環境課の項を次のように改める。

建築住宅課	企画指導班 管理班 建築審査班 建築指導班
-------	-----------------------

第7条第2項の表産業振興課の項の次に次のように加える。

森林整備課	全国植樹祭準備室
-------	----------

第14条の次に次の1条を加える。

(国体準備課の任務及び所掌事務)

第14条の2 国体準備課は、第70回国民体育大会 (以下本条において「国体」という。)を開催するために必要な準備を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国体の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国体の実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 国体の広報及び県民運動に関すること。

<p>(4) 国体の宿泊・衛生に関すること。</p> <p>(5) 国体の輸送・交通に関すること。</p> <p>(6) 国体の競技施設及び関連施設に関すること。</p> <p>(7) 国体の総合開・閉会式に関すること。</p> <p>(8) 第70回国民体育大会和歌山県準備委員会に関すること。</p> <p>(9) その他任務の達成に必要なこと。</p> <p>第15条管財課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること(庁舎管理に関するものに限る。)</p> <p>第17条情報政策課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。</p> <p>(12) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること(情報処理に関するものに限る。)</p> <p>第17条地域づくり課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条地域交流課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 和歌山県ふるさと定住センターに関すること。</p> <p>第17条総合交通政策課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第19条環境生活総務課の項中第21号を第22号とし、第5号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 家庭用太陽光発電設備等の普及促進に関すること。</p> <p>第19条廃棄物対策課の項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。</p> <p>(4) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)の施行に関すること。</p> <p>(5) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第19条食品・生活衛生課の項第16号中「国民生活金融公庫法(昭和24年法律第49号)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)」に改める。</p> <p>第21条子ども未来課の項中第17号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(18) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第21条子ども未来課の項第16号中「和歌山県女性相談所及び」を削り、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。</p> <p>(14) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに関すること。</p> <p>第21条長寿社会課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。</p> <p>(8) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第21条障害福祉課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号の前に次の1号を加える。</p>	<p>(15) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第21条医務課の項中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。</p> <p>(23) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第21条薬務課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。</p> <p>(12) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第23条商工観光労働総務課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。</p> <p>(11) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第23条商工振興課の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。</p> <p>(16) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第23条産業振興課の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。</p> <p>(16) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第23条観光振興課の項中第9号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(11) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第23条観光振興課の項中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。</p> <p>(4) 世界遺産を活用した観光の振興に関すること。</p> <p>(5) 熊野健康村の推進に関すること。</p> <p>第25条農林水産総務課の項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 新農林水産業戦略プロジェクトの推進総合対策に関すること。</p> <p>第25条食品流通課の項中第10号を第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。</p> <p>(10) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第25条農業農村整備課の項中第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第25条果樹園芸課の項中「農業技術及び経営の指導」を「農業技術の指導」に改め、「農産物の生産振興」を「農産物の生産振興を図ること及び食育の推進」に改め、同項第8号中「並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等」を削り、同項中第27号を第29号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(28) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第25条果樹園芸課の項中第26号を第27号とし、第9号から第25号を1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。</p> <p>(9) 食育の推進に関する施策の総合的な計画並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。</p> <p>第25条畜産課の項中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。</p> <p>(18) 和歌山県農林水産総合技術センターに関すること。</p>
--	---

<p>(19) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。 第25条経営支援課の項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>第25条経営支援課の項第6号中「こと」を「こと（他の課室の所掌に属するものを除く。）」に改め、同項第8号中「農業共済組合の検査に関すること」を「他の課室の所掌に属するもの」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。</p> <p>(18) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。 第25条林業振興課の項第8号中「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同項中第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。</p> <p>(17) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(18) 全国植樹祭の業務に関すること。 第25条森林整備課の項中第20号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。</p> <p>(20) 全国植樹祭の業務に関すること。</p> <p>(21) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること（森林整備に関するものに限る。）。</p> <p>第25条山村整備課の項第5号中「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同項中第16号を第17号とし、第14号を削り、第15号を第14号とし、同号の次に次の2号を加える。</p> <p>(15) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(16) 全国植樹祭の準備に関すること。 第25条水産振興課の項第4号中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同項中第18号を第20号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(19) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。 第25条水産振興課の項第17号中「（水産試験場）」を削り、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。</p> <p>(11) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>第25条資源管理課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。</p> <p>(10) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。 第26条第2項中「第12号から第26号まで」を「第13号から第27号まで」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>3 全国植樹祭準備室においては、森林整備課の所掌事務のうち、前条森林整備課の項第20号に掲げる事務を所掌する。 第27条技術調査課の項第12号中「分別解体等の実施」を「解体工事業の登録」に、「解体工事業者に係る登録及び</p>	<p>総括」を「届出及び報告徴収」に改め、同項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。</p> <p>(15) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。 第27条都市政策課の項中「良質な住宅の建築を図る」を「都市公園施設の提供を行う」に改め、同項第5号中「の施行」を「第42条第1項第5号、第52条第1項第6号、第53条第1項第6号及び第56条第1項第2号ニの施行」に改め、同項第6号から第13号までを次のように改める。</p> <p>(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の施行に関すること。</p> <p>(7) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。</p> <p>(11) 和歌山県被災宅地危険度判定士の認定に関すること。</p> <p>(12) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(13) その他任務の達成に必要なこと。 第27条都市政策課の項第14号及び第15号を削る。 第27条住宅環境課の項を次のように改める。 建築住宅課 建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1) 建築基準法の施行に関すること。</p> <p>(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。</p> <p>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の施行に関すること。</p> <p>(4) 和歌山県福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の整備促進に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の建築物に係る措置に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関すること。</p> <p>(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の建築物に係る分別解体等の実施に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士の認定に</p>
---	---

<p>関すること。</p> <p>(10) 公営住宅法 (昭和26年法律第193号) の施行に関する こと (他の課室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(11) 住生活基本法 (平成18年法律第61号) の施行に関する こと。</p> <p>(12) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成5 年法律第52号) の施行に関すること (他の課室の所掌 に属するものを除く。)</p> <p>(13) 公営住宅整備事業 (公共建築課の所掌に属するもの を除く。) 及び公営住宅等関連事業推進事業等、住宅 環境整備事業並びに住宅市街地整備事業に関すること。</p> <p>(14) 和歌山県住宅供給公社に関すること。</p> <p>(15) 住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) の施行に関 すること。</p> <p>(16) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法 律第26号) の施行に関すること。</p> <p>(17) 地域優良賃貸住宅制度に関すること。</p> <p>(18) 木造住宅の振興に関すること。</p> <p>(19) マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成14 年法律第78号) の施行に関すること。</p> <p>(20) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(21) その他任務の達成に必要なこと。</p> <p>第27条公共建築課の項中第12号を第13号とし、第11号の 次に次の1号を加える。</p> <p>(12) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第27条港湾整備課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に 次の1号を加える。</p> <p>(7) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>第29条総務事務集中課の項中第4号を第5号とし、第3号の 次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関す ること (庁舎管理、情報処理及び森林整備に関するもの を除く。)</p> <p>第33条第1項及び第2項中「総務企画室」を「地域振興 部」に改め、「産業振興部」を削る。</p> <p>「第2款 総務企画室」を「第2款 地域振興部」に改め る。</p> <p>第34条から第36条までを次のように改める。</p> <p>(地域振興部の任務)</p> <p>第34条 地域振興部は、地域の特性を活かしたまちづくり や産業振興を企画し、市町村、企業、団体等と連携し、 推進することを任務とする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第35条 地域振興部に、次の課を置く。</p> <p>総務県民課 企画産業課 農業振興課</p>	<p>林務課 農地課 (東牟婁振興局を除く。)</p> <p>2 課に、別表第2に掲げるグループを置く。 (総務県民課の所掌事務)</p> <p>第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公印の管守に関すること。 (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 (3) 振興局の職員の身分、服務その他人事に関すること。 (4) 部の予算の経理事務に関すること。 (5) 局及び県税事務所の給与事務、旅費事務、物品調達 事務、軽易な支出事務その他の庶務事務に関すること。 (6) 局及び所管区域内地方機関の職員の扶養手当、通勤 手当、住居手当及び単身赴任手当に関すること。 (7) 財団法人和歌山県職員互助会支会に関すること。 (8) 公有財産の維持管理 (所管の異なる複数の県有施設 の保守管理業務の一括契約に関することを含む。) 及 び庁内取締りに関すること。 (9) 別表第3に掲げるかい (和歌山県財務規則 (昭和63年 和歌山県規則第28号) 第2条第2号に規定する地方機関 をいう。) 及びその内部組織に係る支出関係事務及び 集中物品の調達事務に関すること。 (10) 危機管理及び国民保護事務に関すること。 (11) 防災対策に関すること。 (12) 消防に関すること。 (13) 火薬類取締り並びに高圧ガス及び液化石油ガスの保 安に関すること。 (14) 私立学校及び宗教法人に関すること。 (15) 市町村合併協議会の支援に関すること。 (16) 文化の振興に関すること。 (17) 海外渡航に関すること。 (18) 国際交流に関すること。 (19) 県民相談及び金融広報に関すること。 (20) 交通安全の対策及び安全・安心まちづくりに関する こと。 (21) 青少年の健全育成並びに青年団体及び少年少女団体 の育成指導に関すること。 (22) 男女共同参画の推進に関すること。 (23) 人権行政に関すること。 (24) N P O 活動の推進に関すること。 (25) 振興局各部及び部内の連絡調整に関すること。 (26) 他の部の所管に属しないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務 県民課においては、同項第5号、第6号、第9号及び第17号 に規定する事務を所掌しない。</p> <p>3 第1項に規定する事務に加え、海草振興局地域振興部総 務県民課においては、入札に関する事務を所掌する。 第36条の次に次の4条を加える。</p>
--	--

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域づくり等地域の振興に関する事。
- (2) 広報及び広聴に関する事。
- (3) 地方機関連絡会議に関する事。
- (4) 国勢調査に関する事。
- (5) 地域産業の振興及び育成に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 過疎地域振興に関する事。
- (7) わかやま田舎暮らし支援に関する事。
- (8) 子ども農山漁村交流に関する事。
- (9) 都市農村交流の促進に関する事。
- (10) 中小企業融資制度に関する事。
- (11) 企業誘致に関する事。
- (12) 観光の振興及び観光資源の開発に関する事。
- (13) 旅行業法の施行に関する事。
- (14) 職業能力開発及び雇用促進に関する事。
- (15) 優良県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関する事。
- (16) 食育基本法の施行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (17) ふるさと認証食品に関する事。
- (18) 水産物及び施設の災害に関する事。
- (19) 漁業協同組合及びその他の水産関係団体に關する事。
- (20) 水産業関係融資制度に関する事。
- (21) 水産技術の改善普及及び経営指導に関する事。
- (22) 水産物の流通及び加工に関する事。
- (23) 漁場の環境保全、水産資源の保護及び漁業調整に関する事。
- (24) 沿岸漁業等の振興及び漁場の整備に関する事。
- (25) 漁船法の施行に関する事。
- (26) 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事。

2 海草振興局地域振興部、那賀振興局地域振興部、有田振興局地域振興部及び日高振興局地域振興部の企画産業課においては、前項に規定する事務のほか、熊野古道等に関する事務を所掌する。

3 伊都振興局地域振興部、西牟婁振興局地域振興部及び東牟婁振興局地域振興部の企画産業課においては、第1項に規定する事務のほか、世界遺産の保存及び活用に関する事務を所掌する。

(農業振興課の所掌事務)

第36条の3 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化に関する事。
- (2) 経営構造対策に関する事。
- (3) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

- (4) 農地保有合理化に関する事。
- (5) 特定法人貸付けに関する事。
- (6) 農業委員会に関する事。
- (7) 小作料の調整に関する事。
- (8) 農業及び畜産業関係生産物及び施設の災害に関する事。
- (9) 農業協同組合、農業共済組合及びその他の農業関係団体に關する事。
- (10) 農業関係融資制度に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 農業機械化の促進に関する事。
- (12) 主要農作物及び園芸特用作物に関する事。
- (13) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- (14) 農畜水産物の卸売市場の指導及び流通に関する事。
- (15) 農業及び畜産業関係の環境保全に関する事。
- (16) 植物防疫並びに土壌、農薬及び肥料対策に関する事。
- (17) 農林水産業に係る鳥獣被害の防止及び狩猟に関する事。
- (18) 食育と地産地消の実践に関する事。
- (19) 農業改良助長法第12条第2項の事務に関する事。
- (20) 普及指導計画の策定に関する事。
- (21) 青年等の就農促進に関する事。
- (22) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。
- (23) 中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関する事。
- (24) 農業及び農家経営指導に関する事。
- (25) 農山漁村男女共同参画の推進指導に関する事。
- (26) 農業及び農山漁村のグループの育成に関する事。
- (27) 農業技術及び農村生活の改善並びに普及方法についての調査研究に関する事。
- (28) 環境保全型農業の推進指導に関する事。
- (29) 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)に関する事。
- (30) 農業法人化の育成指導に関する事。
- (31) 関係機関、団体等との相互連絡に関する事。
- (32) バイオマスの利活用推進に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (33) 農業振興地域の整備に関する事。
- (34) 農村地域工業導入促進に関する事。

2 東牟婁振興局地域振興部農業振興課においては、前項に規定する事務のほか、第36条の5に規定する農地課の所掌事務及び小匠防災ため池に関する事務を所掌する。

(林務課の所掌事務)

第36条の4 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関する事。

- (2) 林業普及指導に関する事。
 - (3) 森林整備地域活動支援交付金に関する事。
 - (4) 森林組合の指導に関する事。
 - (5) 林業後継者及び林業労働者対策に関する事。
 - (6) 林業関係融資制度に関する事。
 - (7) 木材の生産、流通及び加工に関する事。
 - (8) 林道事業に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (9) 森林の利活用に関する事。
 - (10) 治山事業に関する事。
 - (11) 造林（間伐及び種苗を含む。）に関する事。
 - (12) 緑化推進に関する事。
 - (13) 企業の森に関する事。
 - (14) 県有林に関する事。
 - (15) 森林保護に関する事。
 - (16) 森林保険に関する事。
 - (17) 保安林に関する事。
 - (18) 森林の開発行為に関する事。
 - (19) 山村等地域振興に関する事。
 - (20) 森林・林業・木材産業づくり交付金に関する事。
 - (21) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (22) 入会林野に関する事。
 - (23) 特用林産物の振興に関する事。
 - (24) 林業関係団体に関する事。
 - (25) 緑の雇用に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (26) 紀の国森づくり基金に関する事。
 - (27) 森林ボランティアの育成に関する事。
 - (28) 低コスト林業の推進に関する事。
 - (29) 全国植樹祭の業務に関する事。
 - (30) ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業に関する事（森林・林業関係に関する事に限る。）。
- 2 那賀振興局地域振興部林務課においては、前項に規定する事務のほか、和歌山県植物公園緑花センターの整備に関する事務及び森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- 3 西牟婁振興局地域振興部林務課においては、第1項に規定する事務のほか、森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- (農地課の所掌事務)

第36条の5 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良法手続に関する事。
- (2) 土地改良区に関する事。
- (3) 農用地等集団化事業に関する事。
- (4) 農業関係融資制度に関する事（農業基盤整備資金に限る。）。
- (5) 土地改良財産（県営農道施設を除く。）等に関する事。
- (6) 農業農村整備事業（県営農道整備を除く。）に関する事。
- (7) 農地関係地すべり防止に関する事。
- (8) 農地関係海岸保全に関する事。
- (9) 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。
- (10) 農業水利に係る調整に関する事。
- (11) 地籍調査に関する事。
- (12) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (13) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関する事。
- (14) 県単小規模土地改良事業の実施に関する事。
- (15) 農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）に関する事。
- (16) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関する事。
- (17) 農地の移動及び転用の制度に関する事。
- (18) 市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行に関する事。
- (19) 農事調停に関する事。

第39条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第43条第2項中「総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課」を「地域福祉課及び保健環境課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第39条及び第40条の規定、保健環境課にあっては第41条の規定に準じる。

第4款を次のように改める。

第4款 削除

第44条から第49条まで 削除

第51条から第52条までを次のように改める。

(課の設置)

第51条 建設部に次の課を置く。

区分	課名
海草振興局建設部	総務調整課 管理課 用地課 道路整備課 工務課 街路公園課
那賀振興局建設部	総務調整課 用地・管理課 工務課
伊都振興局建設部	総務調整課 用地・管理課 工務課 農林道課

有田振興局建設部	総務調整課 用地・管理課 道路課 河港課
日高振興局建設部	総務調整課 用地・管理課 道路課 河港課
西牟婁振興局建設部	総務調整課 用地・管理課 建築課 道路整備課 道路課 河港課
東牟婁振興局串本建設部	総務管理課 工務課
東牟婁振興局新宮建設部	総務調整課 用地・管理課 道路課 河港課

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 部の予算の経理事務に関する事。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 入札及び契約に関する事。
- (8) 振興局が行う入札事務の実施及び指導に関する事。
- (9) 建設業に関する事。
- (10) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関する事。
- (11) 地元負担金の徴収に関する事。
- (12) 県単独補助事業の補助金の交付に関する事。
- (13) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関する事。
- (14) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関する事。
- (15) 建設副産物対策に関する事。
- (16) 県が施行する土木工事等の検査に関する事。
- (17) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木事業の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事。
- (18) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関する事。
- (19) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関する事。
- (20) 宅地造成等の規制に関する事。
- (21) 砂利採取法に係る技術審査及び技術指導に関する事。
- (22) 採石法に係る技術審査及び技術指導に関する事。
- (23) 都市計画法、宅地造成等規制法及び都市計画法附則第2項の規定による廃止前の住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく宅地造成に関する工事の検査に関する事。
- (24) 建設業相談窓口に関する事。
- (25) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関する事。
- (26) 他課の所管に属しない事。

2 海草振興局建設部及び西牟婁振興局建設部を除く各振興局建設部総務調整課においては、前項に規定する事務のほ

か、第57条第1項に規定する事務を所掌する。

3 海草振興局建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、第57条第1項第8号に掲げる事務を所掌する。

4 伊都振興局建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、京奈和自動車道橋本道路の建設に伴う地元市町との調整に関する事務を所掌する。

(総務管理課の所掌事務)

第52条 総務管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 部の予算の経理事務に関する事。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 入札及び契約に関する事。
- (8) 振興局が行う入札事務の実施及び指導に関する事。
- (9) 建設業に関する事。
- (10) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関する事。
- (11) 地元負担金の徴収に関する事。
- (12) 県単独補助事業の補助金の交付に関する事。
- (13) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関する事。
- (14) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関する事。
- (15) 建設副産物対策に関する事。
- (16) 県が施行する土木工事等の検査に関する事。
- (17) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木事業の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事。
- (18) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関する事。
- (19) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関する事。
- (20) 宅地造成等の規制に関する事。
- (21) 都市計画法、宅地造成等規制法及び都市計画法附則第2項の規定による廃止前の住宅地造成事業に関する法律に基づく宅地造成に関する工事の検査に関する事。
- (22) 建設業相談窓口に関する事。

- (23) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関する事。
- (24) 建築基準に関する事。
- (25) 建築士に関する事。
- (26) 公営住宅に関する事。
- (27) 宅地建物取引業に関する事。
- (28) 住宅金融支援機構に関する事。
- (29) 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する公営住宅及び住環境整備事業の指導及び監督に関する事。
- (30) 福祉のまちづくりに関する事。
- (31) 景観に関する事。
- (32) 建築、住宅及び宅地に関する事。
- (33) 公共土木施設の管理に関する事。
- (34) 土地水面等の占用及び使用の許可並びに土石、砂利等の払下げに関する事。
- (35) 水防に関する事。
- (36) 国有財産の管理に関する事。
- (37) 道路及び河川の愛護奨励に関する事。
- (38) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関する事。
- (39) 採石法に関する事。
- (40) 砂利採取法に関する事。
- (41) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (42) 公有水面埋立に関する事。
- (43) 漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関する事。
- (44) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関する事。
- (45) 公有地の拡大の推進に関する事。
- (46) すさみ町、古座川町及び串本町に所在する各かい、農林水産総合技術センター畜産試験場並びに農林水産総合技術センター水産試験場及びその内部組織に係る集中物品の調達に関する事。
- (47) 他課の所管に属しない事。

第53条を削る。

第54条第7号及び第8号中「事業調整課」を「総務調整課」に改め、同条第9号中「及び砂防指定地」を「、砂防指定地並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に改め、同条を第53条とし、第55条を第54条とし、第56条の前に次の1条を加える。

（用地・管理課の所掌事務）

第55条 用地・管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関する事。

- (2) 公有地の拡大の推進に関する事。
- (3) 公共土木施設の管理に関する事。
- (4) 土地水面等の占用及び使用の許可に関する事。
- (5) 水防に関する事。
- (6) 国有財産の管理に関する事。
- (7) 道路及び河川の愛護奨励に関する事。
- (8) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関する事。
- (9) 採石法に関する事（総務調整課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 砂利採取法に関する事（総務調整課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (12) 公有水面埋立に関する事。
- (13) 漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関する事。

- 2 有田振興局建設部用地・管理課においては、前項に規定する事務のほか、漁港施設（公共用地に限る。）の管理に関する事務を所掌する。

第56条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、伊都振興局建設部工務課においては、第2号から第4号までに掲げる事務は、その所掌事務から除く。

第56条第1項第5号を削り、同項第6号中「砂防工事等」を「砂防等の工事」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2項を次のように改める。

- 2 那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部の工務課においては、前項に規定する事務のほか、第58条に規定する事務を所掌する。

第56条に次の1項を加える。

- 3 東牟婁振興局申本建設部工務課においては、第1項及び第58条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 漁港の工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 漁港の指定の調査に関する事。

第57条第1項第5号中「住宅金融公庫」を「住宅金融支援機構」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 景観に関する事。

第59条第2項中「有田振興局建設部」を「日高振興局建設部」に、「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「日高振興局建設部道路課」を「有田振興局建設部道路課」に、「第1項」を「第1項及び前条」に改め、同条第4項を削る。

第63条第3項中「、用地課」を削る。

第64条第1項第2号中「建設に伴う用地取得事務及び」を削る。

第66条に次の1項を加える。

3 椿山ダム管理事務所においては、第1項に規定する事務のほか、日高郡日高川町の区域（平成17年5月1日に効力を生じた合併前の日高郡美山村の平成17年4月30日における区域に限る。）における道路、河川、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関する事務を所掌する。

第75条第2号を次のように改める。

(2) 個人の県民税の賦課に係る市町村に対する必要な援助に関すること。

第76条第3号を削る。

第78条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人の県民税の徴収に係る市町村に対する必要な援助に関すること。

第80条第7号中「伊都振興局総務企画室」を「伊都振興局地域振興部総務県民課」に、「日高振興局総務企画室」を「日高振興局地域振興部総務県民課に、紀南県税事務所には東牟婁振興局地域振興部総務県民課」に改め、同条第10号中「ゴルフ場利用税」を「法人の県民税、法人の事業税、鉱区税、ゴルフ場利用税」に、「県税の滞納処分」を「滞納処分」に改め、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）第5条の2の6第2項及び第3項の規定により和歌山県税事務所長から徴収の引継ぎを受けた徴収金に関すること。

(12) 個人の県民税の徴収に係る市町村に対する必要な援助に関すること。

第81条から第83条までを次のように改める。

（紀北県税事務所等の課税課の所掌事務）

第81条 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県税（個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び軽油引取税（地方税法第144条の21第1項及び第2項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務に限る。）に限る。）の賦課に関すること。

(2) 個人の県民税の賦課に係る市町村に対する必要な援助に関すること。

第82条及び第83条 削除

第3章第7節の次に次の1節を加える。

第7節の2 ふるさと定住センター

（設置）

第95条の2 県内への定住促進を図るため、ふるさと定住センターを置く。

（名称及び位置）

第95条の3 ふるさと定住センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県ふるさと定住センター	東牟婁郡古座川町

（任務及び所掌事務）

第95条の4 ふるさと定住センターは、「わかやま田舎暮らし」の支援を行い、農山村地域の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 定住相談に関すること。

(2) 田舎暮らしのための定住研修に関すること。

(3) その他任務の達成に必要なこと。

第3章第13節の次に次の1節を加える。

第13節の2 子ども・女性・障害者相談センター

（名称、位置及び所管区域）

第116条の2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第33号）に基づき設置された子ども・女性・障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山市

2 子ども・女性・障害者相談センターの児童相談所としての所管区域は、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、有田市、御坊市、海草郡、伊都郡、有田郡及び日高郡（みなべ町を除く。）である。

（任務及び所掌事務）

第116条の3 子ども・女性・障害者相談センターは、児童、女性、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の運営に関すること。

(2) 児童福祉法第12条の4に規定する児童の一時保護施設の運営に関すること。

(3) 売春防止法第34条に規定する婦人相談所及び要保護女子の一時保護施設の運営に関すること。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの運

営に関すること。

(5) 身体障害者福祉法第11条に規定する身体障害者更生相談所の運営に関すること。

(6) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること。

(7) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターの運営に関すること。

(8) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所の運営に関すること。

(9) 療育手帳の交付に関すること。

(10) 子ども診療室(子どもメンタルクリニック)の運営に関すること。

(11) その他任務の達成に必要なこと。
(内部組織)

第116条の4 子ども・女性・障害者相談センターに、次の

課室を置く。

総務企画課
子ども相談課
女性相談課
障害者支援課
一時保護課
子ども診療室

第3章第16節を次のように改める。
第16節 削除

第123条及び第124条 削除

第3章第18節を次のように改める。
第18節 削除

第127条から第129条まで 削除

第132条の表中海南保健所の項の次に次のように加える。

湯浅保健所	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
-------	--------	---------

第137条に次の1号を加える。

(19) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の施行に関すること。

第138条第2項中「総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課」を「地域福祉課及び保健環境課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 新宮保健所申本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第135条第1号から第3号まで、第15号及び第16号並びに第136条第4号及び第7号から第9号まで、保健環境課にあっては第135条第4号から第14号まで、第136条第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第137条に準じる。

第171条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農作物の野生鳥獣害に関する試験研究を行うこと。

第183条中「漁場環境部」を「増養殖部」に改め、「養殖栽培部」を削る。

第3章第34節を次のように改める。
第34節 削除

第195条から第197条まで 削除

第210条の表和歌山県社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課
-------------------	--	--------

第210条の表中和歌山県食育推進会議の項を削り、和歌山 県卸売市場審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県食育推進会議	食育基本法第32条第1項の規定による和歌山県食育推進計画の作成及びその実施の推進に関する事務	果樹園芸課
------------	--	-------

第210条の表中	和歌山県屋外広告物審議会	和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第27条第2項各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務	を	和
	和歌山県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務		和
	和歌山県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務		和
	和歌山県建築士審査会	建築士法第28条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務		和

歌山県景観審議会	和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第18条第1項に掲げる事項についての調査審議に関する事務		に改める。
歌山県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務		
歌山県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課	
歌山県建築士審査会	建築士法第28条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務		

第211条第1項の表本庁の部知事室長の項中「、広報広聴、文化振興及び国際交流」を「及び広報広聴」に改め、同表局の部局長の項中「情報政策課に属する事務」を「情報政

策課に属する事務及び関西国際空港に関する事務」に改め、同条第3項の表本庁の部広報監の項を次のように改める。

国体推進監	上司の命を受け、国民体育大会に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	--

第211条第3項の表企画部の部を次のように改める。

企画部	政策統括監	上司の命を受け、情報政策及び関西国際空港に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----	-------	--

第211条第3項の表課及び室の部企画員の項の次に次のよ

総括監察査察員	上司の命を受け、監察査察に関する事務に従事する。
---------	--------------------------

うに加える。

国体準備課	国体推進員	上司の命を受け、国民体育大会に関する事務に従事する。
-------	-------	----------------------------

第211条第3項の表農林水産総務課の部中「農業協同組合」を「農業協同組合、森林組合」に改め、同部の次に次

のように加える。

森林整備課 全国植樹祭準備室	植樹祭推進員	上司の命を受け、全国植樹祭に関する事務に従事する。
-------------------	--------	---------------------------

第212条第2項の表地方機関の部総括専門員の項の次に次

のように加える。

主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
調査員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
専門技術員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術に関する事務に従事する。

第212条第2項の表保健所の部専門技術員の項を削る。

第212条第2項の表部の部総括専門員の項の次に次のように加える。

第213条第1項の表室の部及び漁港事務所の部を削り、同

主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
----	-------------------------

第213条第2項の表総務企画室の部を次のように改める。

地域振興部	会計専門員	上司の命を受け、支出関係事務に従事する。
-------	-------	----------------------

第213条第2項の表東牟婁振興局総務企画室の部中「東牟婁振興局総務企画室」を「東牟婁振興局地域振興部」に、
「当該振興局総務企画室」を「当該振興局地域振興部」に
改め、同表産業振興部の部を削り、同表建設部の部に次のように加える。

入札契約統括員	上司の命を受け、振興局が行う入札事務の実施・指導等に関する事務に従事する。
---------	---------------------------------------

第213条第2項の表漁港事務所の部を削る。

第219条第1項の表中「女性相談所長」を「子ども・女性・障害者相談センター所長」に改め、同条第4項中「女性相談所」を「子ども・女性・障害者相談センター女性相談課」に改める。

第220条第1項中「別表第2及び別表第4から別表第8まで」を「別表第2、別表第5、別表第7及び別表第8」に改め、同条第2項中「吏員」を「職員」に改める。
別表第2を次のように改める。

別表第2 (第35条、第220条関係)

振興局地域振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
那賀振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
伊都振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
有田振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地指導グループ 産地振興グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
日高振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ

	農業振興課	産地指導グループ 産地振興グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
西牟婁振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地グループ 担い手グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
東牟婁振興局地域振興部	総務県民課	防災・総務グループ 人権・県民グループ
	企画産業課	企画振興グループ 産業・水産グループ
	農業振興課	産地グループ 農地グループ
	林務課	林業振興グループ 森林土木グループ

別表第3中「第34条関係」を「第36条関係」に、「総務企画室」を「地域振興部総務県民課」に、「総務室」を「地域振興部総務県民課」に、「みなべ町並びに」を「みなべ町及び」に改め、「(紀南県税事務所新宮出張所を除く。)」及び「(紀南県税事務所新宮出張所を含む。)」を削る。

別表第5中「第43条、第49条関係」を「第38条、第43条、

第220条関係」に改め、同表那賀振興局健康福祉部の部総務健康安全課の項中「総務グループ 健康安全グループ」を「総務健康安全グループ」に改め、同表有田振興局健康福祉部の部総務健康安全課の項中「総務グループ 保護グループ」を「総務・保護グループ」に改め、同表東牟婁振興局健康福祉部の部東牟婁振興局健康福祉部申本支所の項を次のように改める。

東牟婁振興局健康福祉部申本支所	地域福祉課	総務・福祉グループ 保護グループ
	保健環境課	保健グループ 衛生環境グループ

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

別表第7を次のように改める。

別表第7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)

振興局建設部のグループ及び担当

区分	事務所名及び課名		グループ名及び担当名
海草振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ
	管理課		道路管理グループ 河川管理グループ
	用地課		用地グループ
	道路整備課		整備グループ 機動担当
	工務課		道路グループ 治水グループ
	街路公園課		街路公園グループ
	海南工事事務所	総務管理課	総務調整グループ 管理グループ 用地グループ
工務課		道路グループ 治水グループ	
那賀振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ

	用地・管理課		管理グループ 用地グループ	
	工務課		道路グループ 機動担当 農林道グループ 治水グループ	
	紀の川流域下水道事務所		管路グループ 浄化センターグループ	
伊都振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ	
	用地・管理課		管理グループ 用地グループ	
	工務課		道路グループ 機動担当 治水グループ	
	農林道課		農林道グループ	
	国道橋本建設事務所		用地グループ 建設グループ	
有田振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ	
	用地・管理課		管理グループ 用地グループ	
	道路課		道路グループ 機動担当 農林道グループ	
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ	
	二川ダム管理事務所	管理課	管理グループ	
日高振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ	
	用地・管理課		管理グループ 用地グループ	
	道路課		道路建設グループ 道路保全グループ 機動担当	
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ	
	切目川ダム建設事務所		工務グループ 用地グループ	
	椿山ダム管理事務所	管理課	管理グループ	
西牟婁振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ	
	用地・管理課		管理グループ 用地グループ	
	建築課		建築グループ 営繕グループ	
	道路整備課		整備グループ 機動担当	
	道路課		道路グループ	
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ	
	近畿自動車道紀南高速事務所	用地第一課		田辺・上富田グループ
		用地第二課		白浜・すさみグループ
東牟婁振興局申本建設部	総務管理課		総務調整・建築グループ 入札契約グループ 管理グループ 用地グループ	
	工務課		道路グループ 機動担当 河港グループ	
	七川ダム管理事務所	管理課	管理グループ	
東牟婁振興局新宮建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ	

用地・管理課	管理グループ 用地グループ
道路課	道路グループ 機動担当
河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ

別表第8中「第79条の3、第79条の9関係」を「第73条、第79条、第220条関係」に改め、同表和歌山県税事務所の部自動車税・間税課の項中「軽油調査グループ」を削り、同表紀南県税事務所の部納税課の項中「管理収納グループ」を「納税第一グループ 納税第二グループ」に改める。

別表第9中「第111条関係」を「第134条、第138条関係」

に改め、同表岩出保健所の部総務健康安全課の項中「総務グループ 健康安全グループ」を「総務健康安全グループ」に改め、同表湯浅保健所の部総務健康安全課の項中「総務グループ 保護グループ」を「総務・保護グループ」に改め、同表新宮保健所の部新宮保健所申本支所の項を次のように改める。

新宮保健所申本支所	地域福祉課	総務・福祉グループ 保護グループ
	保健環境課	保健グループ 衛生環境グループ

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第14号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第4条第20号中カからケまでを削り、同条第39号ウを次のように改める。

ウ 第27条第1項の規定による特別用途食品の立入検査又は収去

第4条第40号中セからタまでを次のように改める。

セ 第24条第1項の規定による医薬品の販売業（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第14条の規定により、従前の例により引き続き当該許可の業務を行うことができるとされた特例販売業を除く。以下「医薬品販売業」という。）の許可

ソ 第24条第2項の規定による医薬品販売業の許可更新
タ 改正法による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第26条第3項の規定による医薬品の販売先等変更（以下「医薬品販売先等変更」という。）の許可

第4条第40号中チからテまでを削り、トをチとし、ナをツとし、ニを削り、ヌをテとし、同号ネ中「（一般販売業、薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業に限る。）」を

削り、同号中ネをトとし、ノをナとし、ハをニとし、ヒをヌとし、フをネとし、ヘをノとし、同号に次のように加える。

ハ 第69条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び薬局製造販売医薬品の製造業者に対する必要な報告の徴収、立入検査及び質問の実施

ヒ 第69条第2項の規定による必要な報告の徴収、立入検査及び質問の実施

フ 第69条第3項の規定による薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者、薬局製造販売医薬品の製造業者、医薬品若しくは医療機器の販売業者、医療機器の賃貸業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者に対する必要な報告の徴収、立入検査、質問及び収去の実施

ヘ 改正法附則第19条第1項の規定により行うことができるとされている第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可

第4条第41号スを次のように改める。

ス 第44条の規定による薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の交付

第4条第41号セからチまでの規定中「医薬品の販売業」を「医薬品販売業」に改め、同条第42号ア及びイを次のように改める。

ア 第15条の4の規定による郵便等販売の届出の受理

イ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条の規定により、なおその効力を有するとされた配置販売業の同令による改正前の薬事法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第159条の規定による知事の指定した品目の変更又は追加の申請の許可

第4条第42号ケ中「返納」を「返納の受理」に改め、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 旧施行規則第159条の規定による、改正法附則第15条の規定により従前の例により引き続き当該許可の業務を行うことができるとされた特例販売業者に係る知事の指定した品目の変更又は追加の申請の許可

第4条に次の2号を加える。

(49) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）に関する次のこと。

ア 第13条第1項の規定による産業廃棄物の保管を行う者に対する勧告

イ 第13条第2項又は第14条第2項の規定による意見を述べる機会の付与

ウ 第13条第3項又は第14条第1項の規定による土地所有者等に対する勧告

エ 第38条の規定による報告の徴収

オ 第39条第1項の規定による立入検査

(50) 温泉法（昭和23年法律第125号）に関する次のこと。

ア 第34条第1項の規定による報告の徴収

イ 第35条第1項の規定による立入検査

第4条の3の見出し及び同条中「子ども・障害者相談センター所長」を「子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第40号セからタまで及び同条第42号の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

和歌山県規則第15号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則（平成10年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1項中「第34条第11号、第13号から第27号まで及び第37号から第40号まで」を「第36条第16号から第23号まで並びに第36条の2第2号及び第4号」に改める。

第2項中「第44条から第47条」を「第39条から第41条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第381号

職員の駐在に関する告示（平成15年和歌山県告示第443号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第1号の表及び第2号の表中「総務企画室」を「地域振興部」に改め、同項第2号の表東牟婁振興局地域振興部の項中「新宮保健所申本支所 ふるさと定住センター」を「ふるさと定住センター 新宮保健所申本支所」に改める。第2項第2号の表有田振興局建設部の項を削る。

訓 令

和歌山県訓令第6号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「代決することができる。」を「代決する。」に改める。

第8条を次のように改める。

（課長代決者）

第8条 課長が専決できる事項（附置室又は内室（以下「附置室等」という。）の所掌事務に係るものを除く。）について、課長が不在のときは、次の各号によるものとする。

(1) 当該課の副課長が当該事項を代決する。

(2) 前号の場合において、副課長が不在のときは、主務班長が当該事項を代決することができる。

2 課長が専決できる事項（附置室等の所掌事務に係るものに限る。）について、課長が不在のときは、次の各号によるものとする。

(1) 当該附置室等の室長が当該事項を代決する。

(2) 前号の場合において、附置室等の室長が不在のときは、当該附置室等の副室長が当該事項を代決することができる。

(3) 前号の場合において、附置室等に副室長が置かれていないとき又は附置室等の副室長が不在のときは、主務班長（主務班長を置いていない場合は、課長が指名する者）が当該事項を代決することができる。

第13条中「知事室次長」を「知事室長」に、「IT統括

監」を「国体推進監、政策統括監」に改め、「及び総括審議員（総括審議員を置いていない場合は、室長の指名する者）」を削る。

別表第1局長専決事項の欄11を次のように改める。

11 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に関する次のこと。

- (1) 特例財団法人の吸収合併契約の承認に係る手続の承認（第67条）
- (2) 特例民法法人の合併の認可（第69条）
- (3) 特例財団法人の最初の評議員の選任の認可（第92条）
- (4) 特例民法法人の定款の変更の認可（第95条）
- (5) 特例民法法人の基本財産の処分等の承認（第95条）
- (6) 特例民法法人に対する監督上必要な命令（第95条）
- (7) 公益目的支出計画の変更の認可（第125条）
- (8) 移行法人に対する勧告及び措置命令（第129条）
- (9) 移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認（第130条）
- (10) 和歌山県公益認定等審議会への諮問（第138条）

別表第1局長専決事項の欄中42を44とし、37から41までを39から43までとし、36の次に次のように加える。

37 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関する事

38 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関する事

別表第1課長専決事項の欄15中「（昭和22年法律第18号）」を「（平成19年法律第53号）」に改め、「和歌山県統計調査条例」の次に「（平成21年和歌山県条例第22号）」を加え、「指定統計」を「県基幹統計調査」に改め、同欄中40を42とし、36から39までを38から41までとし、35の次に次のように加える。

36 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額1億円未満のものに関する事

37 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額1億円未満のものに関する事

別表第2総務部の表総務学事課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に関する次のこと。

- (1) 合併による地位の承継の認可（第25条）
- (2) 公益法人に対する勧告及び措置命令（第28条）
- (3) 和歌山県公益認定等審議会への諮問（第51条）

別表第2総務部の表税務課の項局長専決事項の欄1（2）中

「（第700条の6の3、第700条の6の4）」を「（第144条の8、第144条の9）」に改め、同欄1（3）中「第98条」の次に「、第140条、第144条の55」を加え、同欄1（4）中「第699条の32」を「第143条」に改め、同項課長専決事項の欄1に次のように加える。

(4) 軽油引取税の調査に関する事

別表第2総務部の表市町村課の項部長専決事項の欄5中「（昭和37年法律第160号）」を削り、同表管財課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に關すること（庁舎管理に関するものに限る。）。)

別表第2企画部の表情報政策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に關すること（情報処理に関するものに限る。）。)

別表第2企画部の表地域づくり課の項部長専決事項の欄1を削り、同項局長専決事項の欄1中「国土調査法」を「国土調査法（昭和26年法律第180号）」に改め、同欄1中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 地籍調査に関する事業計画の策定及び公示（第6条の3第2項、第5項）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。

1 温泉法（昭和23年法律第125号）に関する次のこと。

- (1) 土地の掘削の許可（第3条第1項）
- (2) 経済産業局長との協議（第3条第3項）
- (3) 掘削のための施設等の変更の許可（第7条の2第1項）
- (4) 土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上の緊急措置命令等（第9条の2）
- (5) 増掘又は動力の装置の許可（第11条第1項）
- (6) 温泉の採取の許可（第14条の2第1項）
- (7) 温泉の採取のための施設等の変更許可（第14条の7第1項）
- (8) 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止上の緊急措置命令（第14条の10）
- (9) 温泉利用の許可（第15条第1項）
- (10) 温泉の成分等の掲示内容の変更命令（第18条第5項）
- (11) 国民保養温泉地内の温泉利用施設の管理者に対する施設又は管理方法改善に関する指示（第30条）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄中2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 温泉法に関する次のこと。

- (1) 土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認（第6条第1項）

<p>(2) 土地の掘削の許可を受けた者の相続の承認 (第7条第1項)</p> <p>(3) 工事の完了又は廃止の届出の受理 (第8条第1項)</p> <p>(4) 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認 (第14条の3第1項)</p> <p>(5) 温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認 (第14条の4第1項)</p> <p>(6) 可燃性天然ガスの濃度についての確認 (第14条の5第1項)</p> <p>(7) 確認を受けた者の地位の承継届出の受理 (第14条の6第2項)</p> <p>(8) 温泉の採取の事業の廃止の届出の受理 (第14条の8第1項)</p> <p>(9) 温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認 (第16条第1項)</p> <p>(10) 温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認 (第17条第1項)</p> <p>(11) 温泉の成分等の掲示又は掲示内容変更届出の受理 (第18条第4項)</p> <p>(12) 温泉成分分析を行う者の登録 (第19条第1項)</p> <p>(13) 登録分析機関の登録内容変更届出の受理 (第20条)</p> <p>(14) 登録分析機関の業務廃止届出の受理 (第21条第1項)</p> <p>(15) 登録分析機関の登録の抹消 (第22条)</p> <p>(16) 温泉成分分析を行う者に対する報告徴収及び立入検査 (第28条第1項)</p> <p>(17) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者、又は温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対する報告徴収 (第34条第1項)</p> <p>(18) 温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査 (第35条第1項)</p> <p>別表第2環境生活部の表廃棄物対策課の項部長専決事項の欄1(2)中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同欄1に次のように加える。</p> <p>(5) 指定区域の指定 (第15条の17)</p> <p>別表第2環境生活部の表廃棄物対策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 搬入一時停止命令 (第12条第1項)</p> <p>(2) 特定事業の許可及び変更の許可 (第19条第1項及び第24条第1項)</p> <p>(3) 許可の取消し及び事業停止命令 (第34条第1項)</p> <p>別表第2環境生活部の表廃棄物対策課の項局長専決事項の欄1(2)中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同欄1(4)中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改</p>	<p>め、同欄2中「ポリ塩化ビフェニール」を「ポリ塩化ビフェニール」に改め、同項課長専決事項の欄1(16)中「完成検査」を「使用前検査」に改め、同欄1(17)中「変更設置」を「の変更」に、「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同欄1(18)及び1(19)中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同欄1(20)及び1(21)中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同欄1中(27)を(28)とし、(23)から(26)までを(24)から(27)までとし、(22)の次に次のように加える。</p> <p>(23) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令 (第15条の19)</p> <p>別表第2環境生活部の表廃棄物対策課の項課長専決事項の欄2中「ポリ塩化ビフェニール」を「ポリ塩化ビフェニール」に改め、同欄に次のように加える。</p> <p>3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物の保管を行う者に対する勧告内容の公表 (第13条第2項)</p> <p>(2) 土地所有者等に対する勧告内容の公表 (第14条第2項)</p> <p>別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄7中「国民生活金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改め、同表県民生活課の項部長専決事項の欄6を次のように改める。</p> <p>6 特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立の認証 (第10条第1項)</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第10条第2項)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の仮理事、特別代理人の選任 (第17条の3、第17条の4)</p> <p>(4) 特定非営利活動法人の解散の認定 (第31条第2項)</p> <p>(5) 特定非営利活動法人の合併の認証 (第34条第3項)</p> <p>(6) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第34条第5項)</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査 (第41条)</p> <p>(8) 特定非営利活動法人に対する改善命令 (第42条)</p> <p>(9) 特定非営利活動法人の認証の取消し (第43条)</p> <p>(10) 警視総監又は警察本部長の意見聴取 (第43条の2、第12条の2)</p> <p>(11) 警察庁長官又は警察本部長の意見の受理 (第43条の3、第12条の2)</p> <p>別表第2環境生活部の表県民生活課の項課長専決事項の欄8(6)を次のように改める。</p> <p>(6) 特定非営利活動法人の解散の届出の受理 (第31条</p>
--	--

<p>第4項)</p> <p>別表第2環境生活部の表県民生活課の項課長専決事項の欄8に次のように加える。</p> <p>(7) 特定非営利活動法人の清算人就職の届出及び清算終了の届出の受理(第31条の8、第32条の3)</p> <p>別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>2 生活保護法第64条に基づく行政不服審査法の規定による審査請求に関すること。</p> <p>別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄中10を11とし、3から9までを4から10までとし、2の次に次のように加える。</p> <p>3 生活保護法第64条に基づく行政不服審査法の規定による補正命令、弁明書及び反論書に関すること。</p> <p>別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項部長専決事項の欄1から3までを次のように改める。</p> <p>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 児童福祉施設の設置の認可(第35条第4項)</p> <p>(2) 児童福祉施設の廃止又は休止の承認(第35条第7項)</p> <p>2 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 母子福祉団体に対する貸付け決定(第14条、第32条)</p> <p>3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 認定子ども園の認定(第3条)</p> <p>(2) 認定子ども園の認定の取消し(第10条)</p> <p>別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。</p> <p>(3) 児童福祉施設の設置の届出の受理(第35条第3項)</p> <p>(4) 児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理(第35条第6項)</p> <p>別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄6中「(昭和37年法律第160号)」を削り、同欄9(1)中「第6項」を「第7項」に改め、同欄10を次のように改める。</p> <p>10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 認定子ども園の変更の届出の受理(第7条)</p> <p>別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>9 母体保護法(昭和23年法律第156号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 受胎調節実地指導員の指定及び講習の認定(第15条)</p>	<p>10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 認定子ども園の報告の聴取等</p> <p>別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄5(30)中「第115条の7」を「第115条の8」に改め、同欄5(31)中「第115条の8、第115条の9」を「第115条の9、第115条の10」に改め、同欄5(32)から5(38)までを次のように改める。</p> <p>(32) 介護サービス事業者に対する勧告及び命令等(第115条の34)</p> <p>(33) 介護サービス事業者に対する報告の命令等(第115条の35)</p> <p>(34) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消し又は効力の停止(第115条の35)</p> <p>(35) 指定調査機関の指定(第115条の36)</p> <p>(36) 指定調査機関に対する報告の命令等(第115条の40)</p> <p>(37) 指定調査機関の業務の休廃止等の許可(第115条の41)</p> <p>(38) 指定情報公表センターの指定(第115条の42)</p> <p>別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄5に次のように加える。</p> <p>(39) 指定情報公表センターに対する報告の命令等(第115条の42)</p> <p>別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄2(8)から2(33)までを次のように改める。</p> <p>(8) 指定居宅サービス事業者等への連絡調整又は援助(第75条の2)</p> <p>(9) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等(第76条)</p> <p>(10) 指定居宅サービス事業者に係る市町村からの通知の受理(第76条の2、第77条)</p> <p>(11) 地域密着型サービス事業者の指定に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告(第78条の2)</p> <p>(12) 指定地域密着型サービス事業者等への連絡調整又は援助(第78条の6)</p> <p>(13) 地域密着型サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出の受理(第78条の10)</p> <p>(14) 地域密着型サービス事業者指定の更新に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告(第78条の11)</p> <p>(15) 指定居宅介護支援事業所の指定の更新(第79条の2)</p> <p>(16) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出の受理(第82条)</p>
--	---

<p>(17) 指定居宅介護支援事業者への連絡調整又は援助 (第82条の2)</p> <p>(18) 指定居宅介護支援事業者に対する報告の命令等 (第83条)</p> <p>(19) 指定居宅介護支援事業者に係る市町村からの通知の受理 (第84条)</p> <p>(20) 指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (第86条)</p> <p>(21) 指定介護老人福祉施設の指定の更新 (第86条の2)</p> <p>(22) 指定介護老人福祉施設の変更等の届出の受理 (第89条)</p> <p>(23) 指定介護老人福祉施設に係る市町村からの通知の受理 (第91条の2、第92条)</p> <p>(24) 介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取 (第94条)</p> <p>(25) 介護老人保健施設の開設許可の更新 (第94条の2)</p> <p>(26) 介護老人保健施設の変更等の届出の受理 (第99条)</p> <p>(27) 介護老人保健施設に係る市町村からの通知の受理 (第100条、第104条)</p> <p>(28) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (第107条)</p> <p>(29) 指定介護療養型医療施設の指定の更新 (第107条の2)</p> <p>(30) 指定介護療養型医療施設の変更等の届出の受理 (第111条)</p> <p>(31) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出の受理 (第115条の5)</p> <p>(32) 指定介護予防サービス事業者等への連絡調整又は援助 (第115条の6)</p> <p>(33) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の7)</p> <p>別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄2に次のように加える。</p> <p>(34) 指定介護予防サービス事業者に係る市町村からの通知の受理 (第115条の9、第104条)</p> <p>(35) 指定介護予防サービス事業の指定の更新 (第115条の11)</p> <p>(36) 指定介護予防サービス事業者の特例 (第115条の11)</p> <p>(37) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等への連絡調整又は援助 (第115条の16)</p> <p>(38) 地域密着型介護予防サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出受理 (第115条の20)</p> <p>(39) 指定介護予防支援事業者等への連絡調整又は援助 (第115条の26)</p> <p>(40) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する</p>	<p>る事項の届出受理 (第115条の32)</p> <p>(41) 介護サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の33)</p> <p>別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項部長専決事項の欄4中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(3) を削り、(4) を (2) とし、同項局長専決事項の欄3 (1) 中「第1条の2第3項」を「第3条第3項」に改め、同欄中11を12とし、6から10までを7から11までとし、5の次に次のように加える。</p> <p>6 児童福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定知的障害児施設等の指定 (第24条の9)</p> <p>(2) 指定知的障害児施設等の指定の更新 (第24条の10)</p> <p>(3) 指定知的障害児施設等の設置者に対する勧告、命令等 (第24条の16)</p> <p>(4) 指定知的障害児施設等の指定の取消し等 (第24条の17)</p> <p>(5) 指定知的障害児施設等の指定等の公示 (第24条の18)</p> <p>(6) 児童福祉施設の設置の届出の受理 (第35条第3項)</p> <p>(7) 児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理 (第35条第6項)</p> <p>別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1 (4) 中「研修終了証明書」を「研修修了証明書」に改め、同欄2 (1) 中「第2条」を「第5条」に改め、同欄中12を13とし、5から11までを6から12までとし、4の次に次のように加える。</p> <p>5 児童福祉法に関する次のこと</p> <p>(1) 指定知的障害児施設等の変更の届出の受理 (第24条の13)</p> <p>別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項課長専決事項の欄3中「老人保健法に関する」を「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく」に改め、同表薬務課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。</p> <p>1 薬事法 (昭和35年法律第145号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 登録販売者試験の実施 (第36条の4第1項)</p> <p>(2) 緊急命令 (第69条の3)</p> <p>(3) 廃棄等の措置命令及び廃棄等の処分 (第70条)</p> <p>(4) 検査命令 (第71条)</p> <p>(5) 改善命令、業務停止命令 (第72条、第72条の3)</p> <p>(6) 業務体制の整備命令 (第72条の2)</p> <p>(7) 総括製造販売責任者等の変更命令 (第73条)</p> <p>(8) 配置販売業の監督 (第74条)</p> <p>(9) 医薬品等の製造販売承認の取消し、変更命令 (第74条の2)</p> <p>(10) 許可の取消し、業務停止命令 (第75条)</p> <p>(11) 薬事監視員の任命 (第77条)</p> <p>別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄1を次のように改める。</p>
--	---

- (1) 薬局の開設の許可 (第4条第1項)
- (2) 医薬品等の製造販売業の許可 (第12条)
- (3) 医薬品等の製造業の許可、許可区分の変更又は追加の許可 (第13条)
- (4) 医薬品等の製造販売承認、一部変更承認 (第14条)
- (5) 医薬品の販売業の許可 (第24条)
- (6) 販売従事の登録 (第36条の4第2項)
- (7) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可 (第39条)
- (8) 医療機器の修理業の許可、修理区分の変更又は追加の許可 (第40条の2)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄1(2)を次のように改める。

- (2) 医薬品製造業管理者がその製造所以外の場所で業として製造所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可 (第17条で準用する第7条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄1中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、同欄2中「覚せい剤」を「覚せい剤」に改め、別表第2商工観光労働部の表労働政策課の項局長専決事項の欄4中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、同欄中5及び6を削り、7を5とし、8を6とし、同項課長専決事項の欄3を次のように改める。

- 3 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) に関する次のこと。
 - (1) 職業訓練指導員免許証の交付 (第28条第3項)
 - (2) 職業訓練指導員試験に関すること (第30条)
 - (3) 技能検定試験の実施 (第46条第2項)
 - (4) 技能検定合格証書の交付 (第49条)

別表第2商工観光労働部の表労働政策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

- 4 地域職業訓練センター運営再委託契約の承認に関すること。
- 5 和歌山県訓練手当支給規則に関する次のこと。
 - (1) 訓練手当受給資格の認定及び改訂 (第11条第2項、第4項)

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項局長専決事項の欄2中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改め、同表畜産課の項局長専決事項の欄6中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者の届出の受理及び進達 (第50条)

別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄9中「こと。」を「こと(動物用医薬品等に関するものに限る。)」に改め、同項課長専決事項の欄5中「こと。」を「こと(動物用医薬品等に関するものに限る。)」に改め、同欄5に次のように加える。

- (2) 動物用医薬品等販売業の許可の更新 (第24条第2項)

- (3) 動物用医薬品一般販売業の許可 (第26条第1項)
- (4) 動物用医薬品薬種商販売業の許可 (第28条)
- (5) 動物用医薬品特例販売業の許可 (第35条)
- (6) 動物用医薬品販売業の休廃止等の届出の受理 (第38条)
- (7) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可 (第39条第2項)
- (8) 動物用管理医療機器等の販売業及び賃貸業の届出の受理 (第39条の3)
- (9) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理 (第40条)

別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄6に次のように加える。

- (2) 飼料又は飼料添加物の販売業者の届出の受理 (第50条)

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄2(2)中「農業共済組合等」を「農業共済組合」に、「第142の5」を「第142条の5」に改め、同欄中8を10とし、7を9とし、6を削り、5の次に次のように加える。

- 6 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年法律第48号) に関する次のこと。

- (1) 農山漁村活性化計画の作成等 (第5条)

- 7 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年法律第46号) に関する次のこと。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画に係る協議 (第5条第4項)

- 8 経営支援課が所管する農家民泊施設等認定制度に関する次のこと。

- (1) 農家民泊施設又は林家民泊施設の認定及び取消し

別表第2農林水産部の表経営支援課の項課長専決事項の欄3(4)中「農業共済組合等」を「農業共済組合」に、「第142条の2」を「第142条の2、第142条の3」に改め、同項課長専決事項の欄9を次のように改める。

- 9 株式会社日本政策金融公庫の都道府県調査委嘱事業に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること (森林整備に関するものに限る。)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄2を次のように改める。

- 2 木の国森づくり事業に係る計画の承認及び変更承認に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 18 和歌山県山地防災体制強化促進事業に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄中3を削り、4を3とし、5から16までを4から15までとし、17を削り、同表水産振興課の項局長専決事項の欄3中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改め、同欄6中「水産業専門技術員及び」を削り、同欄に次のように加える。

7 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に関する次のこと。

(1) 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画に係る協議 (第5条第4項)

8 水産振興課が所管する農家民泊施設等認定制度に関する次のこと。

(1) 漁家民泊施設の認定及び取消し
別表第2県土整備部の表都市政策課の項及び住宅環境課の項を次のように改める。

都市政策課		<p>1 建築基準法 (昭和25年法律第201号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率の指定 (第52条第1項第6号)</p> <p>(2) 用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率の指定 (第53条第1項第6号)</p> <p>(3) 用途地域の指定のない区域内の建築物の高さの制限の指定 (第56条第1項第2号ニ)</p> <p>2 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の工事の許可又は協議 (第8条、第11条)</p> <p>3 都市計画法に関する次のこと。</p> <p>(1) 都市計画区域に係る都市計画 (都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号) 第13条及び第15条で定める簡易なものに限る。) に関すること。 (第18条第3項、第21条第2項)</p> <p>(2) 都市計画区域について都市計画を決定しようとするときの協議及び同意に関すること。 (第19条第3項)</p> <p>(3) 都市計画を定める場合の管理者協議及び都市計画法施行令第17条で定める者の協議 (第23条第6項)</p> <p>(4) 開発規模10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為の許可又は協議 (第29条、第34条の2)</p> <p>(5) 都市計画事業の認可等の告示 (第62条第1項)</p> <p>(6) 事業計画の変更認可 (第63条)</p> <p>4 被災宅地危険度判定制度に関すること。</p> <p>5 和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和59年和歌山県規則第85号) に関する次のこと。</p>	<p>1 建築基準法に関する次のこと。</p> <p>(1) 道路位置の指定 (第42条第1項第5号)</p> <p>2 宅地造成等規制法に関する次のこと。</p> <p>(1) 10,000平方メートル未満の工事の許可又は協議 (第8条、第11条)</p> <p>(2) 工事の変更許可 (第12条)</p> <p>(3) 工事完了検査証の交付 (第13条)</p> <p>3 都市計画法に関する次のこと。</p> <p>(1) 10,000平方メートル未満の開発行為の許可又は協議 (第29条、第34条の2)</p> <p>(2) 開発許可工事の変更の許可 (第35条の2第1項)</p> <p>(3) 開発許可工事の変更届の受理 (第35条の2第3項)</p> <p>(4) 工事完了検査済証の交付及び公告 (第36条第2項、第3項)</p> <p>(5) 開発許可を受けた開発区域の建築制限の緩和 (第37条)</p> <p>(6) 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定及び建築物の建ぺい率等の指定並びに建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域における建築物の建築の許可 (第41条)</p> <p>(7) 予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可 (第42条第1項)</p> <p>(8) 地位の承継の承認 (第45条)</p> <p>(9) 報告、勧告、助言 (第80条)</p> <p>4 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 優良宅地の認定 (第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ)</p> <p>(2) 優良住宅の認定 (第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号)</p> <p>5 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第22号) に関する次のこと。</p>
-------	--	--	---

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 屋外広告業登録済証の交付 (第17条)</p> <p>6 景観法 (平成16年法律第110号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 計画提案を踏まえた計画案の作成及び都市計画審議会への付議 (第12条、第13条)</p> <p>(2) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知及び都市計画審議会への諮問 (第14条)</p> <p>(3) 景観協議会の設置 (第15条第1項)</p> <p>(4) 変更命令等 (第17条)</p> <p>(5) 景観重要建造物の指定等 (第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条)</p> <p>(6) 景観重要樹木の指定等 (第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条)</p> <p>(7) 管理協定の締結及び公告 (第36条、第37条)</p> <p>(8) 管理協定の認可及び公告 (第38条、第39条)</p> <p>(9) 準景観地区の同意 (第74条第4項)</p> <p>(10) 景観協定の認可及び公告 (第82条、第83条)</p> <p>(11) 景観協定の廃止の認可及び公告 (第88条)</p> <p>(12) 景観整備機構の指定 (第92条)</p> <p>7 和歌山県景観条例 (平成20年和歌山県条例第21号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知に関する景観審議会への諮問 (第7条)</p> <p>(2) 和歌山県景観資源の登録及び景観審議会への諮問 (第10条)</p> <p>(3) 変更命令等に関する景観審議会への諮問 (第16条)</p> <p>8 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 規約又は事業計画の変更認可 (第10条第1項)</p> <p>(2) 組合の理事の氏名等の公告 (第29条第2項)</p> <p>(3) 定款又は事業計画の変更認可 (第39条第1項)</p> <p>(4) 設計の概要の変更認可 (第55条第12項)</p> <p>9 都市公園法 (昭和31年法律第79号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 公園施設の設置又は管理の許可 (第5条第2項)</p> <p>(2) 兼用工作物の管理の協議内容の公示 (第5条の2第2項)</p> <p>(3) 許可の取消し等の監督</p> | <p>(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転の許可及び協議 (第1種又は第2種風致地区内における第5条第1項のただし書を適用するものは除く。)(第2条第1項第1号、第3項)</p> <p>(2) 土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て等のうち面積が3,000平方メートル未満のもの許可及び協議 (第1種又は第2種風致地区内にあつては、1,000平方メートル以上のものは除く。)(第2条第1項第2号から第5号まで、第3項)</p> <p>(3) 建築物等の色彩の変更の許可及び協議 (第2条第1項第6号、第3項)</p> <p>(4) 第5条第1項第1号ウ本文の規定を適用する建築物等の新築の許可及び協議 (第2条第1項第1号、第3項)</p> <p>(5) 違法建築物に対する工事停止命令等 (第6条第1項)</p> <p>6 駐車場法 (昭和32年法律第106号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 路外駐車場設置の届出 (変更の届出を含む。) の受理 (第12条)</p> <p>(2) 管理規程の届出の受理 (第13条)</p> <p>(3) 休止等の届出の受理 (第14条)</p> <p>7 景観法に関する次のこと。</p> <p>(1) の届出及び(2)については、海南市及び海草郡の区域内における景観法第16条第1項第1号及び第2号の行為に係るものに限る。</p> <p>(1) 届出及び勧告等 (第16条)</p> <p>(2) 行為の着手の制限期間の短縮 (第18条第2項)</p> <p>(3) 報告の徴収 (第45条)</p> <p>8 和歌山県景観条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 公表及び景観審議会への諮問 (第15条)</p> <p>(2) 勧告に関する景観審議会への諮問 (第15条)</p> <p>9 土地区画整理事業に係る滞納処分に関すること。</p> <p>10 和歌山県都市公園条例 (昭和34年和歌山県条例第32号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 都市公園の利用の禁止又は制限 (第7条)</p> <p>11 和歌山県都市公園条例施行規則 (昭和34年和歌山県規則第92号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 有料公園施設の供用日及び供用時間の変更 (第3条)</p> |
|--|--|

		<p>処分 (第11条)</p>	<p>(2) 有料公園施設の使用の承認 (第4条第2項) (3) 使用の承認等の取消し、使用の制限及び停止命令 (第6条) 12 県民水泳場設置及び管理条例 (昭和41年和歌山県条例第23号) に関する次のこと。 (1) 水泳場の使用の許可 (第2条) 13 県民水泳場設置及び管理条例施行規則 (昭和41年和歌山県規則第74号) に関する次のこと。 (1) 供用日及び供用時間の変更 (第2条) (2) 県民水泳場使用許可書の交付 (第3条第2項) (3) 使用の許可の取消し、使用の制限及び使用の停止命令 (第5条) 14 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例 (昭和36年和歌山県条例第10号) に関する次のこと。 (1) 相撲競技場の使用の許可 (第2条) 15 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則 (昭和36年和歌山県規則第34号) に関する次のこと。 (1) 供用日及び供用時間の変更 (第2条) (2) 相撲競技場使用許可書の交付 (第3条第2項) (3) 使用の許可の取消し、使用の制限及び使用の停止命令 (第5条)</p>	
<p>建築住宅課</p>	<p>1 地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に関する次のこと。 (1) 事業計画及び資金計画の承認 (第27条)</p>	<p>1 建築基準法に関する次のこと。 (1) 重要文化財等の再現の認可 (第3条第1項) (2) 建築主事の任命 (第4条第6項) (3) 建築物に関する中間検査の工程の指定 (第7条の3第1項) (4) 違反建築物に対する措置の予告 (第9条第2項) (5) 公開聴聞の開催の公告 (第9条第4項、第5項) (6) 違反建築物に対する使用禁止及び使用制限の仮命令 (第9条第7項) (7) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置命令 (第10条) (8) 公益上著しく支障がある建築物に対する措置命令 (第11条) (9) 市町村長への助言、援助及び勧告 (第14条) (10) 特定行政庁に対する監督 (第17条第2項) (11) 構造計算適合性判定期間の指定 (第18条の2</p>	<p>1 建築基準法に関する次のこと。 (1) 仮使用の承認 (第7条の6) (2) 違反建築物に対する施工停止命令等 (第9条第10項) (3) 特殊建築物の定期報告の受理 (第12条第1項、第3項) (4) 事業計画のある道路の指定 (第42条第1項第4号) (5) 仮設建築物の存続及び建築許可 (第85条) (6) 1団地内に2以上の構えをなす建築物の認定及び公告 (第86条第1項、第2項) (7) 同一敷地内の認定建築物以外の建築物の承認及び公告 (第86条の2第1項) 2 建築士法に関する次のこと。 (1) 二級建築士又は木造建築士免許の再交付 (第5条第2項) (2) 二級建築士又は木造建築士の住所等の届出の受</p>	

	<p>第1項)</p> <p>(12) 建築物の屋根を不燃材料で作りは又はふかなければならない区域の指定 (第22条第1項)</p> <p>(13) 道路内の建築許可及び建築審査会への諮問 (第44条)</p> <p>(14) 私道の変更又は廃止の禁止又は制限 (第45条)</p> <p>(15) 壁面線の指定、建築審査会への諮問及び公告 (第46条)</p> <p>(16) 壁面線を越える建築許可及び建築審査会への諮問 (第47条)</p> <p>(17) 用途地域内の建築許可、建築審査会への諮問及び公告 (第48条)</p> <p>(18) 卸売市場等特殊建築物の建築位置の許可 (第51条)</p> <p>(19) 容積率超過の許可及び建築審査会への諮問 (第52条)</p> <p>(20) 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を越える建築物の許可及び建築審査会への諮問 (第55条)</p> <p>(21) 日影による中高層建築物の高さの制限を受け建築許可及び建築審査会への諮問 (第56条の2)</p> <p>(22) 総合設計制度に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第59条の2)</p> <p>(23) 建築協定の認可及び公告 (第73条、第74条)</p> <p>(24) 建築協定の廃止の認可及び公告 (第76条)</p> <p>(25) 1団地内に2以上の構えをなす建築物の総合設計制度に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条第3項、第4項)</p> <p>(26) 同一敷地内認定建築物以外の建築物に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条の2第2項)</p> <p>(27) 同一敷地内許可建築物以外の建築物に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条の2第3項)</p> <p>(28) 敷地と道路の接道に関する建築許可及び建築審査会への諮問 (第43条)</p> <p>2 建築士法 (昭和25年法律第202号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 二級建築士又は木造建築士免許の登録及び免許証の交付 (第5条第1項、第2項)</p> <p>(2) 二級建築士又は木造建築士免許の取消し (第9条)</p> <p>(3) 二級建築士又は木造建</p>	<p>理 (第5条の2)</p> <p>(3) 建築事務所の登録 (第23条の3)</p> <p>(4) 建築事務所登録の変更、廃業等の届出の受理 (第23条の5、第23条の7)</p> <p>(5) 建築事務所に係る設計等の業務に関する報告書の受理 (第23条の6)</p> <p>(6) 建築事務所登録の抹消 (第23条の8)</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号) の規定に基づく融資住宅の審査等に関すること。</p> <p>4 独立行政法人住宅金融支援機構業務委託手数料に係る請求書の提出に関すること。</p> <p>5 和歌山県福祉のまちづくり条例に関する次のこと (1) 及び (5) については海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限り、及び (2) から (4) までについては海南市及び海草郡の区域外の建築物であって、建築物の高さが20メートル以下で、かつ、階数が3で延べ面積が300平方メートル以下のもの (建築基準法第6条第1項第1号に該当するものを除く。) 又は階数が2以下で延べ面積が1,000平方メートル以下のものに係るものを除く。)</p> <p>(1) 福祉のまちづくり施設認定証の交付 (第18条第2項)</p> <p>(2) 特定施設の整備基準に適合させることが困難な場合の基準の設定 (第19条第2項)</p> <p>(3) 特定施設の新築等の届出の受理 (第20条第1項、第3項)</p> <p>(4) 特定施設の新築等の届出の勧告 (第20条第2項)</p> <p>(5) 特定施設の新築等の届出に係る整備基準適合への指導、助言及び勧告 (第21条第1項、第2項)</p> <p>(6) 工事の完了検査における特定施設の整備基準適合への勧告 (第24条)</p> <p>6 エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 建築物に係る指導及び助言 (第74条第1項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る届出の受理及び変更の指示 (第75条第1項、第2項)</p> <p>(3) 特定建築物の定期報告の受理 (第75条第4項)</p> <p>(4) 報告の徴収及び立入検査 (第87条第10項)</p> <p>7 高齢者、障害者等の移動</p>
--	---	---

<p>築士の懲戒処分及び建築士審査会への諮問 (第10条)</p> <p>(4) 二級及び木造建築士試験に係る県指定試験機関の役員の選任及び解任の認可 (第15条の5第1項、第15条の17第5項)</p> <p>(5) 二級及び木造建築士試験事務規程の変更の認可 (第15条の8第1項、第15条の17第5項)</p> <p>(6) 二級及び木造建築士試験に係る県指定試験機関の事業計画等の認可等 (第15条の9、第15条の17第5項)</p> <p>(7) 建築士事務所の登録の取消し及び閉鎖命令 (第26条)</p> <p>(8) 二級及び木造建築士試験の合格者の決定 (第13条)</p> <p>3 和歌山県福祉のまちづくり条例 (平成8年和歌山県条例第41号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 公共的施設の整備基準適合への要請 (第15条)</p> <p>(2) 特定施設の新築等の届出の勧告に従わない場合の公表 (第25条)</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。</p> <p>5 エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物の届出に係る事項の変更の指示に従わない場合の公表 (第75条第3項)</p> <p>(2) 特定建築物の定期報告に関する勧告に関すること。(第75条第5項)</p> <p>6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 分別解体等の実施に関する助言又は勧告 (第14条)</p> <p>7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 認定建築主等に対する改善命令 (第21条)</p> <p>(2) 特定建築物の計画の認定取消し (第22条)</p> <p>8 住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 都市計画地方審議会への付議 (第4条第3項)</p> <p>(2) 土地の形質の変更等の許可 (第9条第1項)</p> <p>(3) 違反者に対する原状回</p>	<p>等の円滑化の促進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査 (第53条第3項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る指導及び助言 (第16条第3項)</p> <p>(3) 特定建築物の計画の認定 (第17条)</p> <p>(4) 特定建築物の計画の変更認定 (第18条)</p> <p>(5) 認定建築物の報告の徴収 (第53条第4項)</p> <p>(6) 既存特定建築物の昇降機の特例認定 (第23条)</p> <p>8 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物に係る指導、助言及び指示 (第7条第1項、第2項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査 (第7条第4項)</p> <p>(3) 建築物の計画の認定 (第8条)</p> <p>(4) 建築物の計画の変更認定 (第9条)</p> <p>(5) 認定建築物の報告の徴収 (第10条)</p> <p>9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 対象建設工事 (海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。) の届出の受理、変更命令 (第10条)</p> <p>(2) 対象建設工事 (海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。) の通知の受理 (第11条)</p> <p>(3) 分解解体等の実施の状況に関する報告の徴収 (第42条第1項)</p> <p>(4) 分解解体等に係る立入検査 (第43条)</p> <p>10 公営住宅法 (昭和26年法律第193号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 公営住宅の供給に係る技術上の援助 (第4条第2項)</p> <p>(2) 市町村営住宅に係る指導監督 (第26条)</p> <p>11 和歌山県営住宅条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 入居者の公募 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第4条、第47条)</p> <p>(2) 入居予定者の決定 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第9条、第47条)</p>
---	---

	<p>復命令等 (第9条第4項)</p> <p>(4) 原状回復等を命ずべき者を確知できないときの措置及び公告 (第9条第5項)</p> <p>(5) 測量及び調査のための土地の立入り (第20条第1項)</p> <p>(6) 試掘等の許可 (第21条第1項)</p> <p>(7) 測量のための標識の設置 (第24条第1項)</p> <p>(8) 住宅地区改良事業の施行等についての報告の徴収、勧告等 (第34条)</p> <p>9 地方住宅供給公社法施行規則 (昭和40年建設省令第23号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 積立分譲契約の相手方の資格の承認 (第2条第2項)</p> <p>(2) 一般分譲住宅の譲受人の資格を別に定めることの承認 (第8条第2項)</p> <p>(3) 住宅の譲受人又は賃借人の資格を別に定めることの承認 (第17条第2項)</p> <p>(4) 住宅の建設の基準の承認 (第27条第1項)</p> <p>10 和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 明渡しの日の認定 (第17条第4項、第47条)</p> <p>(2) 高額所得者に対する明渡請求 (第30条第1項)</p> <p>(3) 建替事業に伴う明渡請求等 (第34条、第47条)</p> <p>(4) 県営住宅の明渡請求 (第39条、第47条)</p> <p>(5) 駐車場の明渡請求 (第52条)</p> <p>11 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡請求訴訟 (訴訟提起後の和解及び調停を含む。) に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任に関すること。</p> <p>12 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の駐車場の明渡請求訴訟 (訴訟提起後の和解及び調停を含む。) に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任に関すること。</p> <p>13 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例 (平成7年和歌山県条例第45号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 明渡しの日の認定 (第13条第4項)</p> <p>(2) 住宅の明渡し請求 (第29条)</p> <p>14 和歌山県特定優良賃貸住宅制度要綱 (平成6年12月2日制定) に関する次のこと。</p> <p>(1) 供給計画の認定 (第2条第2項)</p>	<p>(3) 入居者の決定及びその通知 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第10条、第47条)</p> <p>(4) 補欠入居予定者の決定 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第11条、第47条)</p> <p>(5) 入居手続期間の延長 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第12条第2項、第47条)</p> <p>(6) 連帯保証人の連署を必要としないことの決定 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第12条第3項、第14条第3項、第47条)</p> <p>(7) 入居決定の取消し (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第12条第4項、第47条)</p> <p>(8) 入居可能日の通知 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第12条第5項、第47条)</p> <p>(9) 入居期限の延長の承認 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第12条第6項、第47条)</p> <p>(10) 同居の承認 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第13条、第47条)</p> <p>(11) 入居の承継の承認及びその取消し (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第14条第1項、第4項、第47条)</p> <p>(12) 収入申告書の受理 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。)(第16条第1項)</p> <p>(13) 収入の額の認定及びその通知 (第16条第2項)</p> <p>(14) 収入の額の認定の更正 (第16条第3項)</p> <p>(15) 第18条第1号から第3号までに該当する場合の家賃の減免又は徴収猶予 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るもの)</p>	
--	--	---	--

- | | |
|--|---|
| <p>(2) 供給計画の変更の認定 (第4条第2項)</p> <p>(3) 地位の承継の承認 (第15条第1項)</p> <p>(4) 改善命令 (第20条)</p> <p>15 和歌山県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱 (平成13年11月1日制定)に関する次のこと。</p> <p>(1) 供給計画の認定 (第7条第1項)</p> <p>(2) 供給計画の変更の認定 (第9条第2項)</p> <p>(3) 地位の承継の承認 (第11条)</p> <p>(4) 認定の取消し (第12条第1項)</p> <p>(5) 必要な措置の命令 (第34条第1項)</p> <p>16 他の地方公共団体、公社、公団、国、鉄道事業者、NTT等との委託又は受託事業の協定 (協定金額5億円以上のものを除く。)に関すること。</p> | <p>限る。) (第18条)</p> <p>(16) 敷金の減免又は徴収猶予 (第19条第2項、第47条)</p> <p>(17) 用途変更の承認 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第25条ただし書、第47条)</p> <p>(18) 模様替え及び増築の承認 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第26条第1項ただし書、第47条)</p> <p>(19) 収入超過者の認定及びその通知 (第27条第1項)</p> <p>(20) 高額所得者の認定及びその通知 (第27条第2項)</p> <p>(21) 収入超過者及び高額所得者の認定の更正 (第27条第3項)</p> <p>(22) 高額所得者の明渡期限の延長 (第30条第4項)</p> <p>(23) 第18条第1号から第3号までに該当する場合の高額所得者に係る第31条第2項に規定する金銭の減免又は徴収猶予 (第31条第3項)</p> <p>(24) 収入状況の報告の請求等 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第33条、第47条)</p> <p>(25) 社会福祉法人等による県営住宅の使用等 (第57条の規定による管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第40条)</p> <p>(26) 駐車場の使用者の決定等 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第50条、第54条)</p> <p>(27) 県営住宅管理人の委嘱 (第55条)</p> <p>12 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 入居者の公募 (第4条)</p> <p>(2) 入居者の決定及びその通知 (第7条)</p> <p>(3) 入居者の選定 (第8条)</p> <p>(4) 特例による入居者の選定 (第9条)</p> <p>(5) 入居補欠者の決定 (第10条)</p> <p>(6) 入居手続期間の延長 (第11条第2項)</p> <p>(7) 入居決定の取消し (第11条第3項)</p> |
|--|---|

- (8) 入居可能日の通知 (第11条第4項)
- (9) 家賃の減額 (第16条第2項)
- (10) 用途変更の承認 (第24条ただし書)
- (11) 模様替え及び増築の承認 (第25条第1項ただし書)
- (12) 同居の承認 (第26条)
- (13) 入居の承継の承認 (第27条)
- 13 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃等の請求訴訟 (訴訟提起前の和解、訴訟提起後の和解、調停及び支払督促を含む。) に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任に関すること。
- 14 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の駐車場使用料の請求訴訟 (訴訟提起前の和解、訴訟提起後の和解、調停及び支払督促を含む。) に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任に関すること。
- 15 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡し請求及び家賃等の請求並びに県営住宅及び特定公共賃貸住宅の駐車場の明渡し請求及び駐車場使用料の請求に係る債務名義に基づく強制執行に関すること。
- 16 県が施行する工事の検査 (知事が別に定めるものに限る。) に関すること。
- 17 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金等の額の確定の際、必要に応じて行う現地調査 (知事が別に定めるものに限る。) に関すること。
- 18 工事並びに調査、測量及び設計業務の委託のうち設計額1,000万円未満のもの指名競争入札の参加者 (随意契約による場合であっても見積者) の決定及び条件付き一般競争入札における条件の決定
- 19 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の給水、排水及びガス設備の管理上必要な契約 (協定を含む。) の締結に関すること。
- 20 和歌山県特定優良賃貸住宅制度要綱 (平成6年12月2日制定) に関する次のこと。
- (1) 家賃の設定及び変更の通知 (第5条第2項)
- (2) 入居者負担額の設定の通知 (第8条第1項)
- 21 和歌山県特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱

			(平成6年12月2日制定)に関する次のこと。 (1) 全体設計の承認(第11条第2項) (2) 入居者負担額の認定(第12条第6項) (3) 家賃減額対象者の地位承継の承認(第19条第3項) 22 和歌山県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱(平成13年11月1日制定)に関する次のこと。 (1) 用途廃止の承認(第33条第1項) 23 和歌山県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱(平成13年11月1日制定) (1) 全体設計の承認(第19条第2項) (2) 工事内容変更の承認(第21条第1項)
--	--	--	---

別表第2出納局の表総務事務集中課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 集中調達物品の購入等に係る入札参加資格者の決定に関すること。
- 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること(庁舎管理、情報処理及び森林整備に関するものを除く。)

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令
 地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表短期大学の部を削り、同表振興局の部局長の項中「総務企画室長又は」及び「総務企画室副室長又は」を削り、同部総務企画室長の項及び総務企画室副室長の項を削り、同表農林水産総合技術センターの項中「次長」の次に「、副場長」を加え、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

第12条第1項中「保健所の課長」の次に「、子ども・女性・障害者相談センターの課長」を加える。

別表第1専決事項の欄中27を28とし、14から26までを15から27までとし、13の次に次のように加える。

- 入札の執行に関すること。

別表第2世界遺産センター事務長の項の次に次のように加える。

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

ふるさと定住センター所長	1 体験研修生の受入れに関すること。
--------------	--------------------

別表第2保健所長の項の次に次のように加える。

子ども・女性・障害者相談センター所長	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する次のこと。 (1) 和歌山県社会福祉審議会の意見の聴取(第27条第6項) (2) 立入調査(第29条) (3) 同居児童の届出の受理(第30条) (4) 負担金の減免及び納入延期の承認(第56条) 2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に関する次のこと。 (1) 立入調査(第9条第1項) (2) 和歌山県児童福祉審議会等への報告(第13条の4) 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関する次のこと。 (1) 身体障害者手帳の交付又は不交付の決定(第15条第4項、第5項)
--------------------	---

- (2) 身体障害者手帳の返還の受理及び返還命令 (第16条)
- 4 身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号) に関する次のこと。
 - (1) 和歌山県社会福祉審議会への諮問 (障害程度の認定に係る諮問に限る。)(第5条)
 - (2) 身体障害者手帳の再交付 (第10条)
- 5 療育手帳の交付及び返還に関すること。

別表第2紀南児童相談所長の項中「(昭和22年法律第164号)」及び「(平成12年法律第82号)」を削り、同表子ども・障害者相談センター所長の項及びふるさと定住センター所長の項を削り、同表和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄中28を30とし、9から27までを11から29までとし、8の次に次のように加える。

9 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

10 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄に次のように加える。

31 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (平成20年和歌山県条例第22号) に関する次のこと。

- (1) 重点調整区域内のプレジャーボート所有者の届出受理及び届出済証の交付 (第9条、第10条、第11条)
- (2) 重点調整区域内の放置に対する指導等 (第14条)
- (3) 公表 (第15条)
- (4) 所有者が不明の場合の措置 (第16条)

別表第2南紀白浜空港管理事務所長の項専決事項の欄中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

10 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄中20を22とし、10から19までを12から21までとし、9の次に次のように加える。

10 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

11 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関すること。

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄中28を削り、27を28とし、19から26までを20から27までとし、18の次に次のように加える。

19 入札の執行に関すること。

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄29を次のように改める。

29 令達予算の範囲内での支出負担行為に関する次のこと (各部長ごとに専決事項を定めているもの (海草振興局建設部海南工事事務所長の専決事項を含む。)) 及び所長の専決事項として定めているものを除く。)

- (1) 報償費、交際費、需用費 (光熱水費を除く。)、役務費 (通信運搬費を除く。)、委託料 (調査、測量、設計及び監理の業務の委託料を除く。)、使用料及び賃借料、原材料費及び扶助費
- (2) 工事請負費及び委託料 (調査、測量、設計及び監理の業務の委託料に限る。)) のうち1件の金額1億円未満のもの
- (3) 貸付金のうち1件の金額5,000万円未満のもの
- (4) 補償、補填及び賠償金 (賠償金を除く。)) のうち1件の金額3,000万円未満のもの
- (5) 備品購入費 (重要物品を除く。)) 及び負担金、補助及び交付金のうち1件の金額500万円未満のもの

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄中38を41とし、30から37までを33から40までとし、29の次に次のように加える。

30 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額1億円未満のものに関すること (各部長ごとに専決事項を定めているもの (海草振興局建設部海南工事事務所長の専決事項を含む。)) 及び所長の専決事項として定めているものを除く。)

31 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額1億円未満のものに関すること (各部長ごとに専決事項を定めているもの (海草振興局建設部海南工事事務所長の専決事項を含む。)) 及び所長の専決事項として定めているものを除く。)

32 補助金等 (振興局で所掌するものに限る。)) の額の確定に関すること。

別表第3第1号の表総務企画室の項専決者の欄中「総務企画室長」を「地域振興部長」に改め、同項専決事項の欄に次のように加える。

16 旅行業法 (昭和27年法律第239号) に関する次のこと。

- (1) 旅行業又は旅行業者代理業の登録 (第3条)
- (2) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録 (第6条の3)

第1項)

- (3) 旅行業の業務の範囲の変更の登録 (第6条の4第1項)
- (4) 旅行者又は旅行者代理業者の登録事項の変更の登録 (第6条の4第4項)
- (5) 旅行業又は旅行者代理業の登録の抹消 (第20条第1項、第2項)
- (6) 旅行者又は旅行者代理業者からの報告の徴収 (第26条第1項)
- (7) 旅行者又は旅行者代理業者に対する立入検査 (第26条第2項)
- 17 旅行者営業保証金規則 (平成8年^{法務省}運輸省^令第1号) に関する次のこと。
- (1) 証明書の交付 (第8条第3項、第9条第7項)
- 18 中小企業融資制度における融資対象の認定に関すること。
- 19 工事等の現場監督事務所及び詰所の設置並びに工事責任者及び担当員の選任に関すること。
- 20 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) に関する次のこと。
- (1) 市町村農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意 (第13条第3項)
- 21 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に関する次のこと。
- (1) 農業共済組合等からの業務又は会計に関する報告の徴収及び検査 (第142条の2)
- 22 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) に関する次のこと。
- (1) 農業協同組合の信用事業規程、共済規程、信託規程及び宅地等供給事業実施規程の変更の承認 (農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。) (第11条第3項、第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項)
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の定款変更の認可 (農業協同組合及び農業協同組合連合会の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。) (第44条第2項)
- 23 農業倉庫業法 (大正6年法律第15号) に関する次のこと。
- (1) 農業倉庫業者業務規程の変更の認可 (農業倉庫業者の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。) (第13条)
- 24 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) に関する次のこと。
- (1) 協同農業普及事業の実施 (第7条)
- 25 主要農作物種子法 (昭和27年法律第131号) に関する

次のこと。

- (1) ほ場の指定 (第3条)
- (2) ほ場審査及び生産物審査 (第4条第3項)
- (3) ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付 (第5条)
- 26 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) に関する次のこと。
- (1) 農薬販売業者の届出の受理 (第8条)
- (2) 立入検査又は農薬等の集取 (第13条)
- 27 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) に関する次のこと。
- (1) 肥料販売業者の届出の受理 (第23条)
- (2) 立入検査又は肥料等の取去 (第30条)
- 28 和歌山県卸売市場条例 (昭和47年和歌山県条例第9号) に関する次のこと。
- (1) せり人の届出 (第15条)
- 29 農林水産部農業生産局果樹園芸課の所掌に係る事業のうち和歌山県工事検査規程第2条第4号に掲げる工事 (特に専門的な技術を要するものを除く。) の現地調査に関すること。
- 30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。
- (1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可及び措置命令等 (農林水産業に係る被害の防止を目的としないもの又は捕獲等若しくは採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものを除く。) (第9条、第10条)
- (2) 狩猟免許試験の実施運営 (第41条関係)
- (3) 狩猟免許の交付 (狩猟免許を更新するものに限る。) (第43条)
- (4) 狩猟免許更新適性試験及び更新講習の実施並びに狩猟免許の更新 (第51条)
- (5) 狩猟者登録の実施 (県外に住所を有する者からの申請を除く。) (第57条)
- 31 養ほう振興法 (昭和30年法律第180号) に関する次のこと。
- (1) 養ほう業者の届出の受理 (第3条)
- (2) みつばち転飼許可 (第4条)
- 32 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年法律第182号) に関する次のこと。
- (1) 酪農事業施設の設置の承認及び変更承認 (第10条、第12条)
- 33 みつばち転飼条例 (昭和41年和歌山県条例第42号) の施行に関すること。
- 34 漁船法 (昭和25年法律第178号) に関する次のこと。
- (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可 (第4条第1項第4号、第2項)

- (2) 漁船の工事完成後の認定 (漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。)(第8条)
- (3) 漁船の登録及び登録票の交付 (第10条、第12条)
- (4) 登録した漁船及び登録票の検認 (第13条)
- (5) 漁船の登録謄本の交付 (第21条)
- 35 小型漁船の総トン数の測度に関する政令 (昭和28年政令第259号)に関する次のこと。
- (1) 小型漁船の総トン数の測度 (漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。)(第1条)
- 36 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和63年法律第99号)に関する次のこと。
- (1) 遊漁船業者の登録の実施、登録の拒否、登録の抹消及び登録の取消し (第5条、第6条、第10条、第19条)
- (2) 登録申請書記載事項の変更の届出及び廃業等の届出の受理 (第7条、第9条)
- (3) 業務規程及びその変更の届出の受理 (第11条)
- (4) 遊漁船業者への業務改善命令 (第18条)
- 37 和歌山県漁業調整規則 (平成17年和歌山県規則第67号)に関する次のこと。
- (1) 漁業の許可及び起業の認可 (第7条第3号から第5号まで、第7号から第10号まで及び第12号から第14号までの規定に係るものに限る。)(第7条、第10条、第16条、第21条、第22条)
- (2) 漁場内の岩礁破碎等の許可 (第43条)
- 38 和歌山県内水面漁業調整規則 (平成16年和歌山県規則第55号)に関する次のこと。
- (1) 水産動植物の採捕の許可 (第6条)
- 39 水産増殖事業補助に係る事業の立会い及び立入検査等に関すること。
- 40 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号)に関する次のこと。
- (1) 信用事業規程の変更の認可 (第11条の4第3項)
- (2) 共済規程の変更の認可 (第15条の2第2項)
- (3) 組合の定款変更の認可 (第48条第2項)
- (4) 組合の業務又は会計の状況の検査 (第123条第2項、第3項)
- 41 水産業協同組合法施行細則 (平成19年和歌山県規則第3号)の規定による報告の受理に関すること。
- 42 漁業近代化資金の利子補給の承認 (1件の事業費2,000万円未満のものに限る。)(第1条)に関すること。
- 43 広域回遊種中間育成定着化推進事業に係る検査及び補助金の交付決定に関すること。
- 44 和歌山県河川流出物等回収事業の検査及び交付決定に関すること。
- 45 和歌山県漁場クリーンアップ事業の検査及び交付決定に関すること。
- 46 農地法 (昭和27年法律第229号)に関する次のこと。
- (1) 農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転の許可 (第3条)
- (2) 農地転用の許可 (同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)(第4条第1項)
- (3) 農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転の許可 (権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地について権利を取得する場合を除く。)(第5条第1項)
- (4) 違反転用に対する処分 (同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地又は採草放牧地を転用する場合を除く。)(第83条の2)
- 47 農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明
- 48 農地の競売適格者証明 (農地法施行法 (昭和27年法律第230号)第14条に規定する支払金の徴収を要するものを除く。)(第1条)に関すること。
- 49 農地法施行法第2条から第4条までの規定による登記 (未墾地のうち県が買取売渡計画を樹立したものに係るものを除く。)(第1条)に関すること。
- 50 農林水産部農林水産政策局農業農村整備課の所掌に係る事業のうち和歌山県工事検査規程第2条に掲げる工事以外のもの (特に専門的な技術を要するものを除く。)(第1条)のうち市町村等が国又は県から補助金を受けて施行する事業の検査に関すること。
- 51 森林法 (昭和26年法律第249号)に関する次のこと。
- (1) 民有林及び保安林における監督処分 (第10条の3、第38条)
- (2) 森林施業計画の認定 (第19条第1項第1号に掲げる場合に限る。)(3)から(7)までにおいて同じ。)(第11条第4項)
- (3) 森林施業計画の変更の認定 (第12条第3項)
- (4) 森林施業計画を変更すべき旨の通知 (第13条)
- (5) 森林の伐採等の届出の受理 (第15条)
- (6) 森林施業計画の認定の取消し (第16条)
- (7) 包括承継の届出の受理 (第17条第2項)
- (8) 保安林予定森林及び解除予定保安林の掲示及び通知 (第30条、第30条の2)
- (9) 保安林の指定及び指定の解除に係る通知 (第33条)
- (10) 指定施業要件変更予定保安林の掲示及び通知 (第33条の3)
- (11) 指定施業要件変更の通知 (第33条の3)
- (12) 保安林における立木の伐採の許可及び当該許可に

- 係る伐採の届出の受理 (第34条第1項、第8項)
- (13) 保安林内の土地の形質変更の認可 (第34条第2項)
- (14) 保安林における緊急伐採等の届出の受理 (第34条第9項)
- (15) 保安林における択伐の届出の受理及び届出に対する変更命令並びに市町村長への通知 (第34条の2第1項、第2項、第4項)
- (16) 保安林における間伐の届出の受理及び届出に対する変更命令並びに市町村長への通知 (第34条の3第1項、第2項)
- (17) 保安施設地区予定地の掲示及び通知 (第44条)
- (18) 保安施設地区の指定及び指定の解除に係る通知 (第44条)
- (19) 保安施設地区に係る指定施業要件変更予定地の掲示及び通知 (第44条)
- (20) 保安施設地区に係る指定施業要件変更の通知 (第44条)
- (21) 第3章の規定に基づく通知の掲示 (第189条)
- 52 森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) に関する次のこと。
- (1) 許可を要しない立木伐採の届出の受理 (第22条の8第1項第5号から第9号まで)
- (2) 国有保安林における行為に係る協議 (第22条の8第1項第10号、第22条の11第5号)
- 53 森林組合法 (昭和53年法律第36号) に関する次のこと。
- (1) 信託規程及び林地処分事業実施規程の承認及び変更又は廃止の承認 (第10条、第24条)
- (2) 林道の開設、改良又は復旧のための分担金の徴収の許可及び意見の聴取 (第25条)
- (3) 森林組合及び生産森林組合の定款変更の許可 (第61条第2項、第100条第2項)
- (4) 業務又は財産状況の報告の徴収 (森林組合連合会に係るものを除く。) (第110条)
- 54 森林組合法施行細則 (昭和53年和歌山県規則第93号) に関する次のこと。
- (1) 倉荷証券の発行並びに団体協約及び専用契約の締結の報告の受理 (第8条)
- (2) 総会又は総代会の招集の報告の受理 (第10条)
- (3) 役員の変動の報告及び試算表の受理 (第12条、第13条)
- (4) 森林組合法第43条に基づく規約その他の規程の制定又は改廃の届出の受理 (第14条第3号)
- (5) 定款で定めた時期に総会又は総代会を開催できないときの届出の受理 (第14条第4号)
- 55 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) に関する次のこと。
- (1) 林業経営改善計画の認定 (第3条第1項)
- 56 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 (昭和54年政令第205号) に関する次のこと。
- (1) 林業経営改善計画の変更の認定 (第1条第2項)
- (2) 林業経営改善計画の認定の取消し (第1条第3項)
- 57 林道開設事業等補助金交付要綱に関する次のこと。
- (1) 補助事業についての軽易な変更の承認に関すること。 (第8条)
- (2) 用途の変更又は転用の承認 (開設後8年を経過したものに限り。) (第11条)
- (3) 補助林道事業の本工事費以外の検査に関すること。
- 58 和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第14号) に関する次のこと。
- (1) 木材業者、製材業者及びチップ業者の登録及び登録証の交付 (第3条、第5条第2項)
- (2) 登録事項の変更の届出の受理 (第6条)
- 59 株式会社日本政策金融公庫林業関係資金 (公有林、わかやま森林と緑の公社が経営する造林及び他の所管区域にまたがる造林に係る林業基盤整備 (造林) 資金を除く。) 及び振興山村過疎地域経営改善資金に係る融資調査委嘱規則 (昭和42年農公規則第5号) の規定による事業の技術的診断、工事完成後の状況調査並びに貸付対象事業調査、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査に関すること。
- 60 技術開発要請課題実証事業により取得した施設等の貸付け及び貸付期間の更新に関すること。
- 61 認定森林所有者に係る当該森林施業計画に関する証明に関すること。
- 62 治山事業のうち森林土木工事以外の請負及び検査に関すること。
- 63 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) に関する次のこと。
- (1) 地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の協議 (第11条第2項)
- (2) 工事の原因者に対する地すべり防止工事 (農林水産省所管の区域に係るものに限り。) の施行命令 (第14条)
- 64 治山事業実施に係る森林所有者等との施業協定等の締結に関すること。
- 65 木の国森林づくり事業の検査及び補助金の交付決定に関すること。
- 66 森林災害復旧事業の検査及び補助金の交付決定に関すること。
- 67 林業種苗法 (昭和45年法律第89号) に関する次のこと。

- (1) 指定採取源の指定の通知及び解除の通知 (第5条、第9条)
- (2) 指定採取源の保護又は管理に係る指示 (第6条第2項)
- (3) 指定採取源の伐採の届出の受理 (第7条第3項)
- (4) 生産事業者の登録及び登録証の交付 (第10条、第12条)
- (5) 講習会の開催及び修了証明書の交付 (第11条)
- (6) 生産事業者の登録記載事項の変更等の届出の受理及び登録証の再交付 (第13条)
- (7) 生産事業者の登録の取消し (第15条)
- (8) 配布事業者の届出の受理 (第17条)
- (9) 生産事業者及び配布事業者の表示義務等の違反に対する是正命令 (第19条)
- (10) 指定採取源からの採取に係る種苗の証明 (第20条第1項、第2項)
- (11) 指定採取源の所有者等及び生産事業者又は配布事業者からの報告の徴収 (第27条)
- (12) 生産事業者又は配布事業者の監督処分 (第29条)
- 68 県有林造成事業の中間検査及び1件の金額2,000万円未満のもの検査に関する事。
- 69 県有林事業の委託又は請負に関する事。
- 70 県有林内障害木等の販売委託契約 (販売予定価格が100万円未満のものに限る。)に関する事。
- 71 森林国営保険法施行令 (昭和28年政令第245号)に関する次のこと。
- (1) 損害発生通知の受理 (第8条)
- 72 森林病虫害等の駆除による損失補償に関する規則 (昭和37年和歌山県規則第4号)に関する次のこと。
- (1) 森林病虫害等防除事業損失補償に係る検査及び補償金額の決定 (第3条)
- 73 森林病虫害等防除事業に係る市町村等との委託契約及び検査に関する事。
- 74 林野火災予防対策事業 (防火管理道に限る。)の検査及び補助金の交付決定に関する事。
- 75 森林病虫害等防除事業の検査及び補助金の交付決定に関する事。
- 76 和歌山県森林保全管理推進対策事業実施要綱に関する次のこと。
- (1) 森林保全管理推進協議会の開催 (第6条)
- (2) 森林保全管理推進事業の委託 (第6条)
- 77 保安林の証明に関する事。
- 78 和歌山県林地開発事務取扱要領に規定する事務のうち振興局長の権限に属すること。
- 79 山村振興法 (昭和40年法律第64号)に関する次のこと。
- (1) 農林漁業経営改善計画の認定 (第17条)
- 80 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年法律第126号)に関する次のこと。
- (1) 登記の嘱託 (第14条第2項、第3項)
- 81 農林水産部森林・林業局山村整備課の所掌に係る事業のうち和歌山県工事検査規程第2条に掲げる工事以外のもの (特に専門的な技術を要するものを除く。)のうち市町村等が国又は県から補助を受けて施行する事業の検査に関する事。
- 82 農林水産部森林・林業局山村整備課の所掌に係る補助事業についての補助金交付申請事項の軽易な変更の承認に関する事。
- 83 農林水産部森林・林業局山村整備課の所掌に係る事業の事務検査に関する事。
- 84 農林水産部森林・林業局山村整備課の所掌に係る農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の交付に関する事。
- 85 県土防災対策治山事業に関する次のこと。
- (1) 補助金の交付決定
- (2) 補助事業の変更の承認
- 86 土地改良法 (昭和24年法律第195号)に関する次のこと。
- (1) 援助技術吏員の選定 (第7条第5項、第47条第1項、第48条第9項、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条、第96条の2第5項、第96条の3第5項、第96条の4)
- (2) 専門技術者の調査委嘱 (県営土地改良事業に関するものについては、ため池等整備事業に係るものに限る。)(第8条第2項、第48条第9項、第87条第2項、第87条の3第6項、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条の2第5項、第96条の3第5項)
- (3) 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。)の計画変更に伴う国有地等の地区編入承認申請 (第87条の3第6項)
- (4) 他人の土地への立入測量又は検査 (県営農道整備を除く。)(第118条)
- (5) 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。)施行のための障害物の移転等 (第119条)
- (6) 急迫の場合の他人の土地の一時使用等 (県営農道整備を除く。)(第120条)
- (7) 検査等の場合の損失の補償に係る協議等 (県営農道整備を除く。)(第121条第1項)
- (8) 土地改良区 (受益面積100ヘクタール未満の土地改良区に限る。)の報告の徴収及び検査 (第132条第1項)
- 87 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。)等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関する事。
- 88 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。)等によ

- り取得した県有財産と民有地等との境界の明示確認に関する事。
- 89 換地計画を定める必要がある県営土地改良事業に関する次のこと。
- (1) 権利者会議の招集
 - (2) 異種目換地、不換地等の指定
 - (3) 一時利用地の指定
 - (4) 使用及び収益の停止
 - (5) 換地処分
 - (6) 仮清算金等の徴収及び支払
 - (7) 登記
 - (8) 登記所への届出
- 90 小規模土地改良事業に係る補助金の交付決定に関する事。
- 91 農業集落排水施設関連地域整備事業に係る補助金の交付決定に関する事。
- 92 農林漁業集落排水事業元利償還助成事業（農業集落排水事業及び農業集落排水緊急整備事業に限る。）に係る交付金の交付決定に関する事。
- 93 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1の第8号のイの資金（一般補助事業のうち県営事業に係るものを除く。）に関する事。
- 94 農林水産業施設災害復旧事業に係る申請事項のうち農地及び農業用施設に係るものの変更の承認（農林水産大臣の承認を要するものを除く。）に関する事。
- 95 海岸法に関する次のこと。
- (1) 海岸保全区域の占用許可（第7条）
 - (2) 土石の採取の許可（1件3,000立方メートル以上のものを除く。）（第8条第1項第1号）
 - (3) 国等が行う事業についての協議（（1）又は（2）に規定する行為に係るものに限る。）（第10条第2項）
 - (4) （1）及び（2）の許可に係る行為の監督処分及び損失補償（取用委員会への裁決申請を除く。）（第12条）
 - (5) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議（維持修繕に係るものに限る。）（第13条）
 - (6) 兼用工作物の工事の施行等に係る協議（第15条）
 - (7) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督（第20条）
 - (8) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に係る措置命令（第21条）
- 96 海岸法第8条第1項の規定による許可条件、第10条第2項及び第13条の規定による承認条件のうち工事期間又は採取期間の変更に関する事。
- 97 やすらぎの森創造・体験事業の実施に関する事。
- 98 市町村等が国又は県から補助金等を受けて施行する工事に係る事務検査及び補助金の部分払のために行う

- 現地調査に関する事。
- 99 森林ボランティアに関する事。
- 100 環境林の整備推進に関する事。
- 101 森林整備推進対策事業の作業道開設に係る検査に関する事。
- 102 森のチカラ再生サポート事業の検査及び補助金の交付に関する事。
- 103 病害虫地域発生予察強化事業の補助金の交付決定に関する事。
- 104 紀州材需要創出事業に関する次のこと。
- (1) 事業の検査に関する事。
 - (2) 紀州材需要創出事業（家づくり支援）の補助金の交付に関する事。
- 105 水土里のむら再生支援事業の補助金の交付決定に関する事。
- 106 森林整備地域活動支援交付金事業に係る検査に関する事。
- 107 紀の国森づくり基金活用事業に関する次のこと。
- (1) 応募申請書に対する意見書に関する事。
 - (2) 事業の検査及び補助金の交付に関する事。
 - (3) 軽易な変更の承認に関する事。
- 別表第3第1号の表産業振興部長の項を削り、同表建設部長の項専決事項の欄中58を61とし、57を60とし、56の次に次のように加える。
- 57 景観法（平成16年法律第110号）に関する次のこと。
（海草振興局建設部管内における景観法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為に係るものを除く。）
- (1) 届出及び変更の届出の受理（第16条第2項、第3項）
 - (2) 通知の受理（第16条第5項）
 - (3) 通知に係る協議（第16条第6項）
- 58 和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）に関する次のこと。（海草振興局建設部管内における景観法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為に係るものを除く。）
- (1) 行為の着手の制限期間の短縮をする旨の通知（第17条）
- 59 和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）に関する次のこと。（海草振興局建設部管内における景観法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為に係るものを除く。）
- (1) 工事完了の届出の受理（第10条）
- 別表第3第1号の表総務室副室長の項中「総務室副室長」を「地域振興部総務県民課長」に改め、同表中備考2を削り、備考3を備考2とする。
- 別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項専決事項の欄中14を16とし、13を15とし、12を14とし、11の次に次のように加える。

12 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5,000万円未満のものに関する事。

13 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5,000万円未満のものに関する事。

別表第3第2号の表西牟婁振興局建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

(2) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関する事。

(3) 下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち1件の契約金額5億円未満のものに関する事。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令

和歌山県内部組織規程（平成8年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「同項第9号及び第10号」を「同項第11号及び第12号」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。